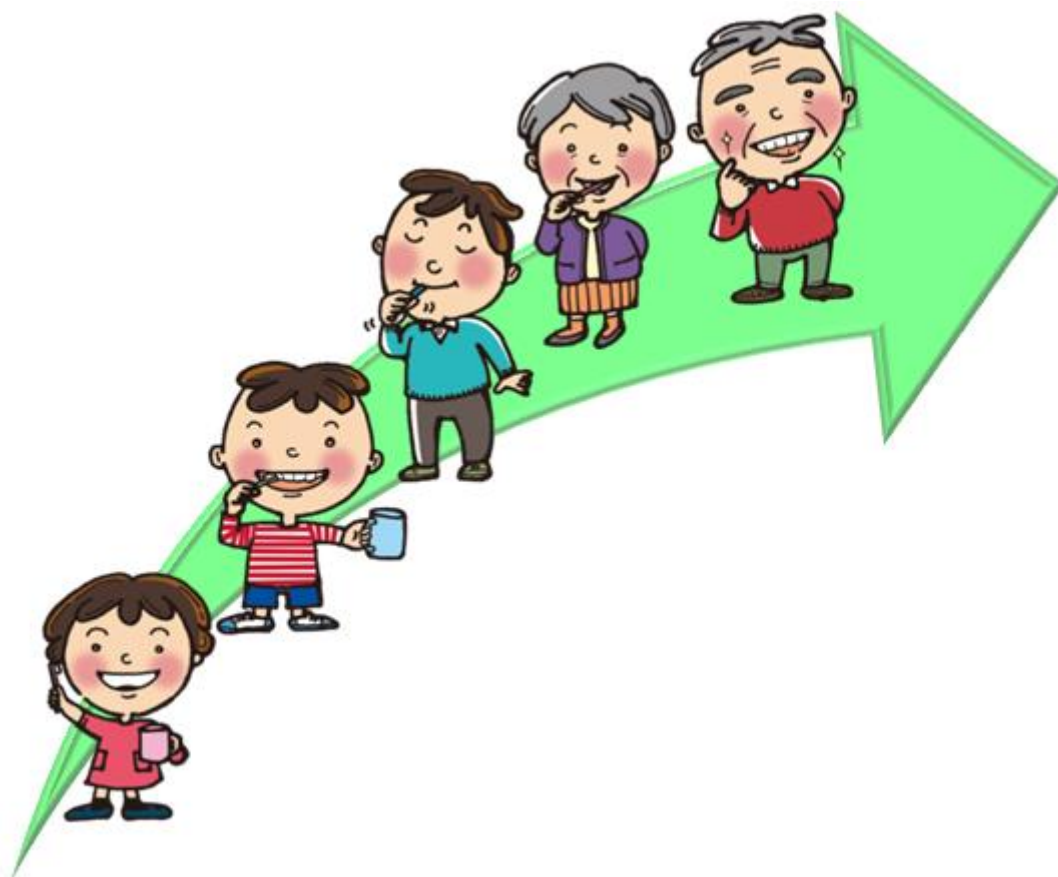


フッ化物洗口事業 事例集

～みんなでブクブクむし歯予防！～



平成30年3月

宮城県保健福祉部健康推進課

宮城県口腔保健支援センター

はじめに

本県では、平成22年12月に策定された「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」及び平成30年3月に策定された「第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に取り組んでいるところです。

本県における3歳児及び12歳児の一人平均むし歯本数は徐々に減少傾向にあるものの、依然として全国平均を上回っている状況が続いています。

このような状況を踏まえ、「第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」においては、乳幼児期及び学童期・思春期の歯科口腔保健対策に重点をおいて取り組むこととし、フッ化物応用等による効果的な歯科口腔保健対策の普及など、歯と口腔の健康づくりに取り組むこととしています。

本県では、乳幼児期におけるフッ化物応用等による効果的な歯科口腔保健対策として、平成25年度から5カ年にわたり「フッ化物洗口導入モデル事業」に取り組んでまいりました。フッ化物洗口実施施設数及び実施人数は事業開始以来、年々増加してきましたが、フッ化物洗口導入市町村数は平成29年度時点で13市町村と県内に十分に普及しているとはいえない状況となっております。

本事例集では、フッ化物洗口に取り組んでいる市町村における、実施までのステップや実施後の変化などの実施状況をまとめております。

この事例集が、フッ化物洗口の新たな導入や拡大に向けての資料として、幅広く活用いただき、フッ化物洗口に関する取り組み推進の一助となりましたら幸いです。

最後になりましたが、本事例集の作成にあたり、御協力いただきました市町村の関係者の皆様にご心より感謝を申し上げます。

平成30年3月

宮城県保健福祉部健康推進課
課長 岡本 咲子

フッ化物洗口事業事例集 目次

第1章. むし歯予防とフッ化物応用	1
1. むし歯の予防.....	3
(1) むし歯予防の3大要素.....	3
(2) なぜフッ化物応用が必要なのか.....	3
2. フッ化物洗口とは.....	4
(1) フッ化物洗口の特徴.....	4
(3) フッ化物洗口の効果.....	5
3. 集団でフッ化物洗口を行うメリット.....	8
4. 宮城県におけるフッ化物洗口導入モデル事業の展開.....	10
5. フッ化物洗口導入モデル事業歯科保健行動調査.....	11
第2章. 事 例	15
1. フッ化物洗口をはじめるにあたって.....	17
(1) 施設でのフッ化物洗口の実施.....	17
(2) フッ化物洗口実施の手順.....	19
2. 事例.....	20
(1) モデル事業取組市町村.....	20
白石市.....	20
名取市.....	23
岩沼市.....	26
登米市.....	29
大崎市.....	32
蔵王町.....	36
村田町.....	39
女川町.....	41
南三陸町.....	44
(2) フッ化物洗口実施市町村.....	48
川崎町.....	48
亘理町.....	51
松島町教育委員会.....	54
涌谷町.....	57

第3章. フッ化物 Q&A	61
Q & A.....	63
フッ素とはどんなものですか？.....	63
フッ素は体の中に入るとどうなるの？.....	63
妊娠中や授乳中の母親がフッ素を使っても大丈夫ですか？.....	63
フッ素の使い方には、どのようなものがありますか？.....	64
フッ化物洗口ではどのようなものを使うのでしょうか？.....	65
フッ素を摂りすぎるとどうなるの？.....	65
フッ化物洗口は劇薬を使うと聞いたのですが、大丈夫なのですか？.....	67
どのように管理したら良いのでしょうか？.....	67
フッ化物洗口液1回分を飲み込んでしまったらどうなりますか？.....	67
誤って大量に飲み込んでしまったらどうしたらよいですか？.....	68
フッ化物洗口をしてはいけない病気はありますか？.....	68
参 考	69
1. 様式例.....	71
様式1 フッ化物洗口申込書.....	71
様式2 施設長あて指示書.....	72
様式3 薬剤師あて指示書.....	73
様式4 フッ化物洗口実施チェックリスト.....	74
様式5 フッ化物洗口剤出納簿.....	75
2. フッ化物洗口ガイドラインについて(通知文).....	76
3. 宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例.....	77
4. 宮城県フッ化物洗口モデル事業実施要綱.....	80

第1章 むし歯予防とフッ化物応用

1. むし歯の予防

- (1) むし歯予防の3大要素
- (2) なぜフッ化物応用が必要なのか

2. フッ化物洗口とは

- (1) フッ化物洗口の特徴
- (2) フッ化物洗口の効果

3. 集団でフッ化物洗口を行うメリット

4. 宮城県におけるフッ化物洗口導入モデル事業の展開

5. フッ化物洗口導入モデル事業 歯科保健行動調査

1. むし歯の予防

(1) むし歯予防の3大要素

むし歯の予防には、3つの重要な方法があります。

- ① 甘いものを摂りすぎない食生活＝糖質の制限・細菌のエサを減らす。
- ② 適切な歯みがき＝細菌の減少・原因菌を減らす。
- ③ フッ化物応用、シーラント＝歯質の強化・歯を強くする。



(2) なぜフッ化物応用が必要なのか (宮城県フッ化物洗口マニュアル 8ページより)

歯みがきはとても大切ですが、歯みがきの弱点をおぎなうのがフッ化物です。

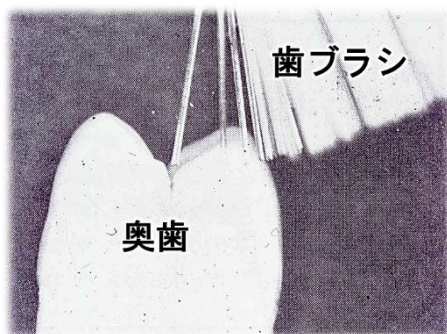
歯は複雑な形をしているので、歯ブラシが届きにくく、細菌の除去が困難な場所があります。残念ながら、こうした場所から最も多くむし歯が発生しています。フッ化物は、こうした場所にも行き届き、むし歯の危険性を下げる働きをします。もちろん、歯の表面のむし歯の危険性も弱めます。

日本では、フッ化物配合歯みがき剤が普及しました。しかし、近年の報告では、1000 ppmの濃度がないとフッ化物配合歯みがき剤の効果が弱い可能性が指摘されています(文献1)。

また、歯科医院で実施できるシーラントは、奥歯の溝を歯科材料でふさいでむし歯を予防します。

■フッ素の3つの働き

- ① 歯から溶けたカルシウムを再び歯に戻します。
- ② むし歯の原因になる酸に強い歯にします。
- ③ 細菌が作る酸の量を減らします。



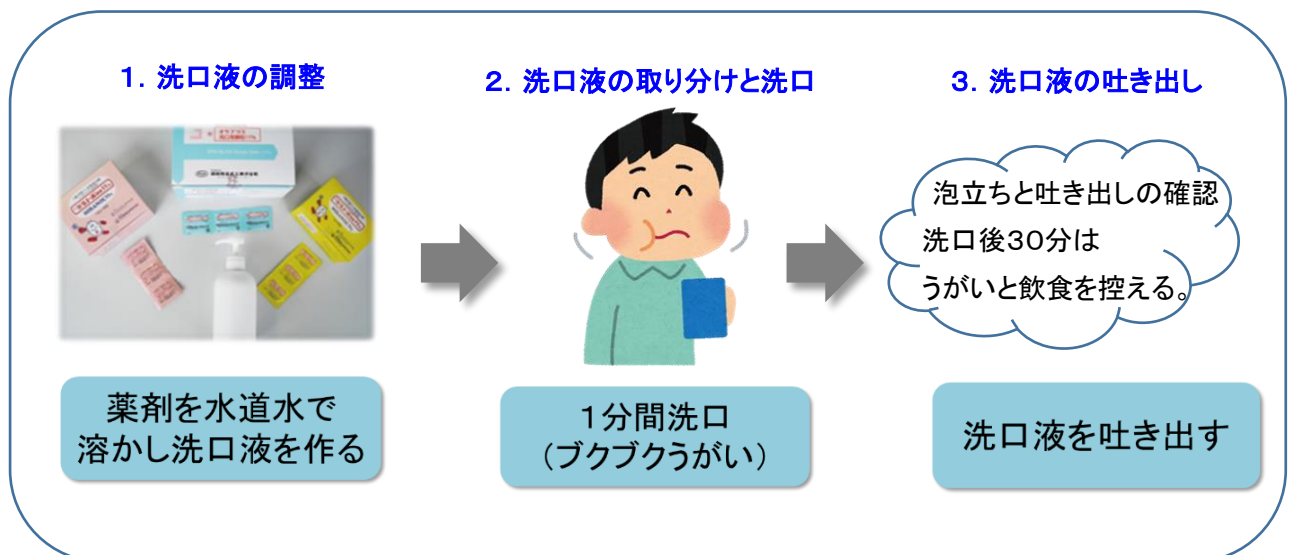
2. フッ化物洗口とは

フッ化物(フッ化ナトリウム)が入った洗口液で一定時間(約一分間)ブクブクうがいをするものです。フッ化物洗口は、うがいが上手にできるようになる4歳頃から開始し、14~15歳の中学卒業時まで継続して実施すると、特に永久歯のむし歯予防に大きな効果を発揮します。

(1) フッ化物洗口の特徴

(宮城県フッ化物洗口マニュアル 16ページより)

- ①40~60%のむし歯予防効果(特に前歯に効果的)があり、できてしまったむし歯の進行も抑制します。
- ②歯ブラシの届かないところのむし歯も予防します。
- ③4, 5歳頃から永久歯が生えそろう中学生くらいまで行うとむし歯を約半分に減らすことができます。
- ④方法が簡単, 高い安全性, 確実な予防効果, 優れた経済性などの公衆衛生的特性があるため, 幼稚園, 保育所, 小学校, 中学校などの集団で行うのに適した方法です。
- ⑤むし歯の最もできやすい幼児, 学童, 生徒の時期に, 各施設において地域ぐるみで実施すると最大の予防効果が得られる方法です。



フッ化物洗口の手順

■フッ化物洗口のむし歯予防効果

最近むし歯が減少していますが、それでも施設での集団フッ化物洗口には効果が認められます。12歳児の平均むし歯本数が1本以下の新潟県における最新データの論文では、フッ化物洗口を全く実施していなかった子どもたちに比べて、実施していた子どもたちでは、小学校6年生の時点でのう蝕経験歯数は有意に少なくなっています。

(小学校の6年間のうち短期間実施(または低実施率)で19%のう蝕減少、6年間継続実施で42%のう蝕減少)。

過去の報告においても同様に、フッ化物洗口のむし歯予防効果は繰り返し確認されてきました。

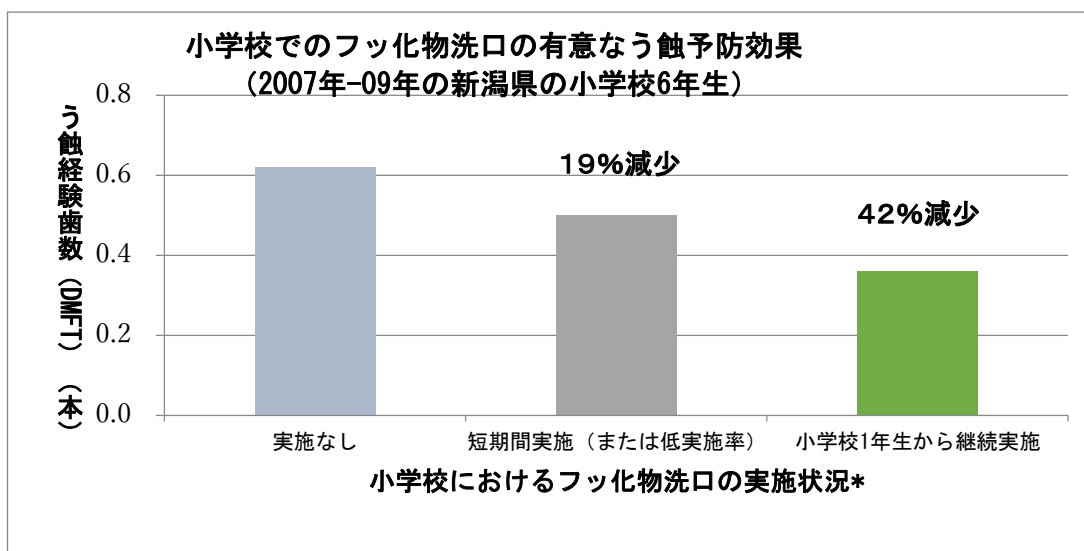


図1. 八木稔. 小学校におけるフッ化物洗口プログラムの予防効果. 日本歯科医療管理学会雑誌. 47(4). 263-270. 2013.

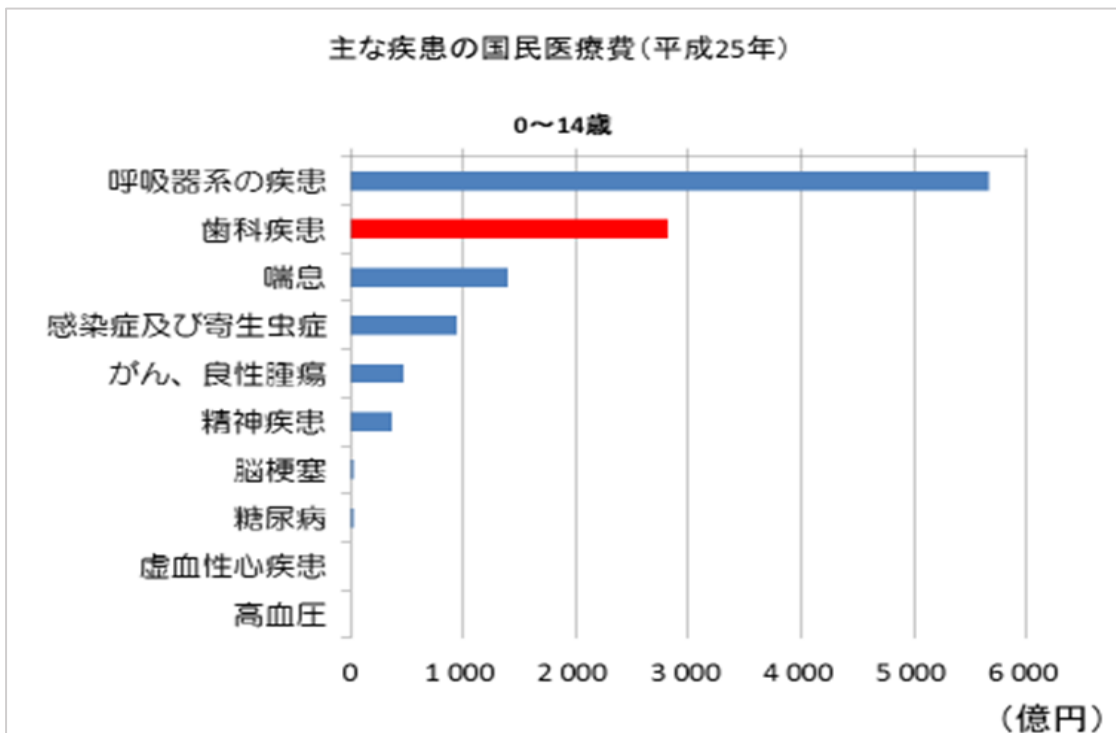
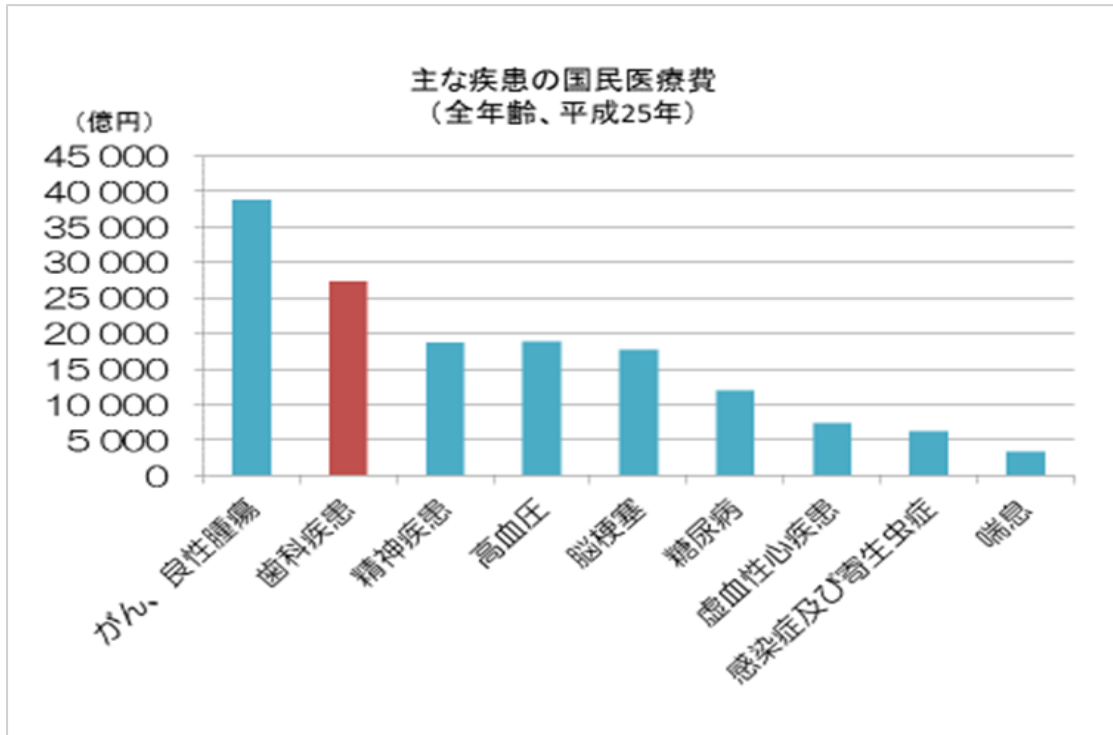
※洗口の開始時期によって小学校6年生までの何年間洗口を実施しているかが異なるので、小学校での実施率と実施期間から算出。

報告者(発表年)	洗口法	濃度(ppm)	開始年齢(歳)	洗口期間(年)	むし歯の本数の減少
福田ら(1981)	週1回法	900	4	1.9	67%減少
境ら(1988)	週5/1回法	225/900	4	2~7	79%減少
筒井ら(1987)	週5/1回法	225/900	4	2~10	69%減少
岸ら(1992)	週1回法	900	4	11	54%減少
磯崎(1984)	週5回法	500	6	1~5	40~54%減少
稲葉ら(1989)	週5回法	500	6	6	33%減少
磯崎ら(2000)	週5/1回法	225/500	6	6	29%/34%減少

図2. 日本でのフッ化物洗口の報告結果(仙台市フッ化物応用マニュアルより)

■フッ化物洗口の医療費低減効果

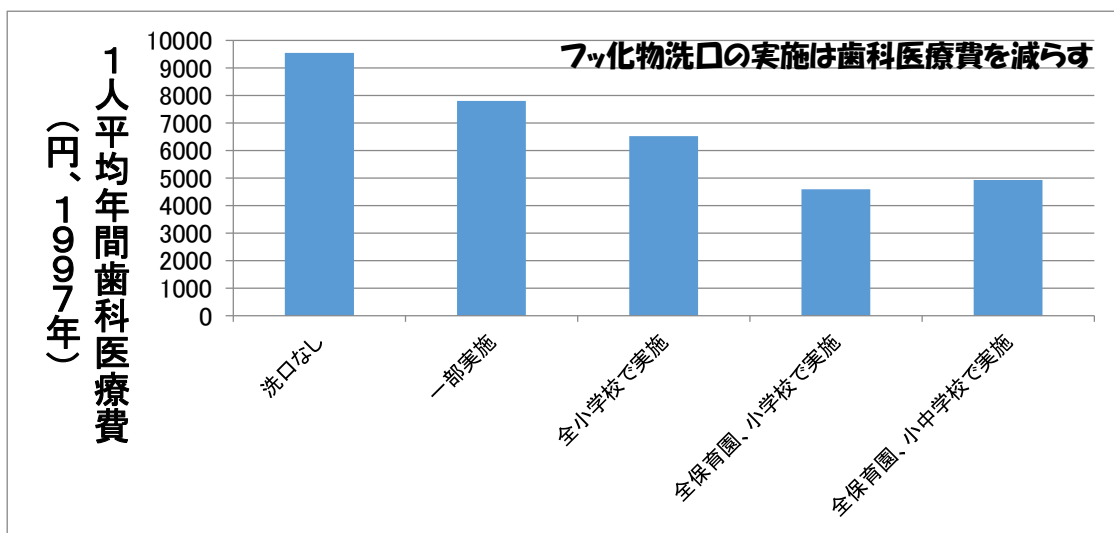
主な疾患の国民医療費を比較してみると、他の疾患に比べて歯科医療費が大きく、特に0歳～14歳の子ども医療費全体で、子どもの歯科医療費は比較的大きいことが分かります。



フッ化物洗口を実施していない地域に比べ、長期間実施した市町村では、子どもの一人当たりの歯科治療費が低い傾向にあり、未実施市町村の約半分と少なくなっています。



(宮城県フッ化物洗口マニュアル 18ページより)



1年の1人あたりの
フッ化物洗口の経費
数百円

大きな差

洗口がない市町村と、全ての学校と園で実施している市町村の、1年の1人あたりの
歯科医療費の差=4620円

図3. 市町村のフッ化物洗口実施状況と歯科医療比軽減効果(円, 1997年, 10~14歳, 新潟県国保データ)

「平成13年, 厚生科学研究費補助金報告書, 「フッ化物応用の社会経済的効果の検討と保健政策」安藤雄一」より, 1か月の医療費を年間医療費に換算して作成

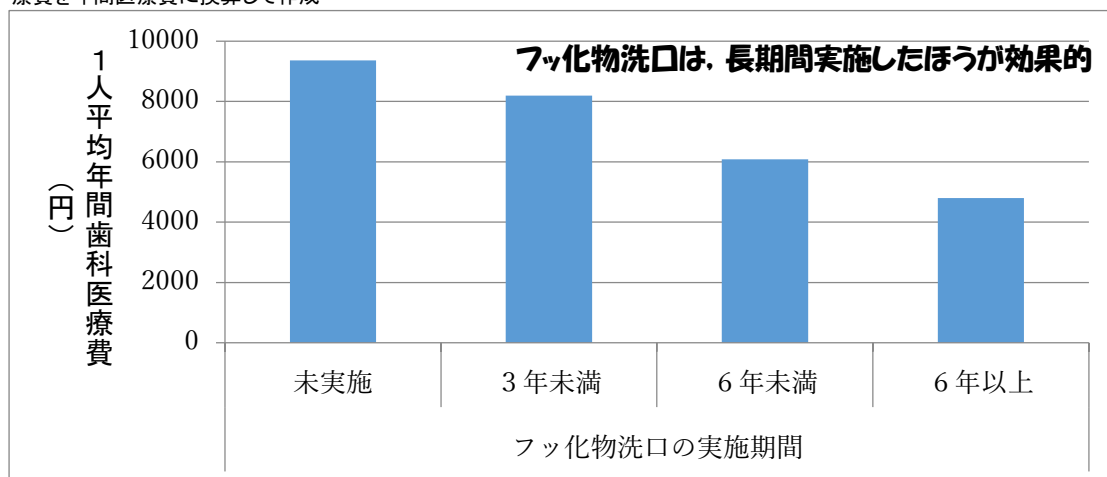


図4. フッ化物洗口の実施期間と, 歯科医療費の軽減効果(円, 1990年, 10~14歳, 新潟県国保データ)

安藤 雄一, 小林 清吾. 歯科医療費の地域格差に関する研究 II. フッ化物洗口による歯科医療費の軽減効果について. 口腔衛生学会雑誌. 44(3). 315-328.1994. より作成

3. 集団で洗口を行うメリット

(宮城県フッ化物洗口マニュアル 20ページより)

①**確実に毎日続けて行うことができ、高い効果が得られます。**

- ・家庭では幼児期から中学卒業時までの何年にもわたり毎日実施することは困難ですが、集団生活の中に位置づけることにより、確実に継続することができます。
- ・行政の適切なサポート体制により、実施することが可能です。

②**自分で自分の歯を守る習慣が身に付きます。**

- ・自分の歯と口の健康全般に対する関心と理解を深めることができます。
- ・歯科保健に対する保護者の理解と協力が高まります。

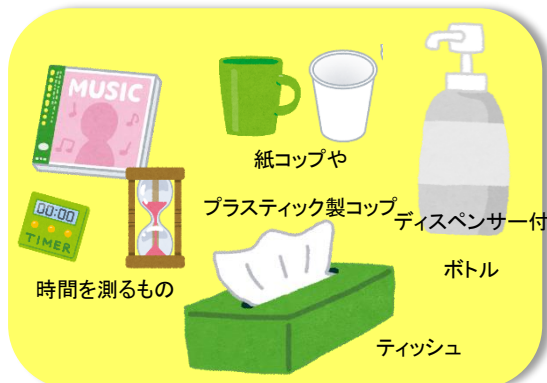
③**同時に多くの子どもたちが、むし歯予防を行うことができます。**

- ・多数の子どもを対象に実施することが可能で、その施設内すべての子ども達に高いむし歯予防効果が表れます。(健康格差の縮小)。

④**容易にでき、個人で取組むより経済的です。**

- ・フッ化物洗口は、フッ化物洗口液を用いてブクブクうがいをするだけで行える簡単なむし歯予防方法です。
- ・ブクブクうがいと吐き出しがきちんと行えることを確認し、フッ化物洗口を実施します。
- ・フッ化物洗口にかかる費用は年間一人数百円です。フッ化物によるむし歯予防は、その出費に見合う効果が期待されます。(宮城県フッ化物洗口マニュアル 23ページ)

<参 考>フッ化物洗口に用いる物品例

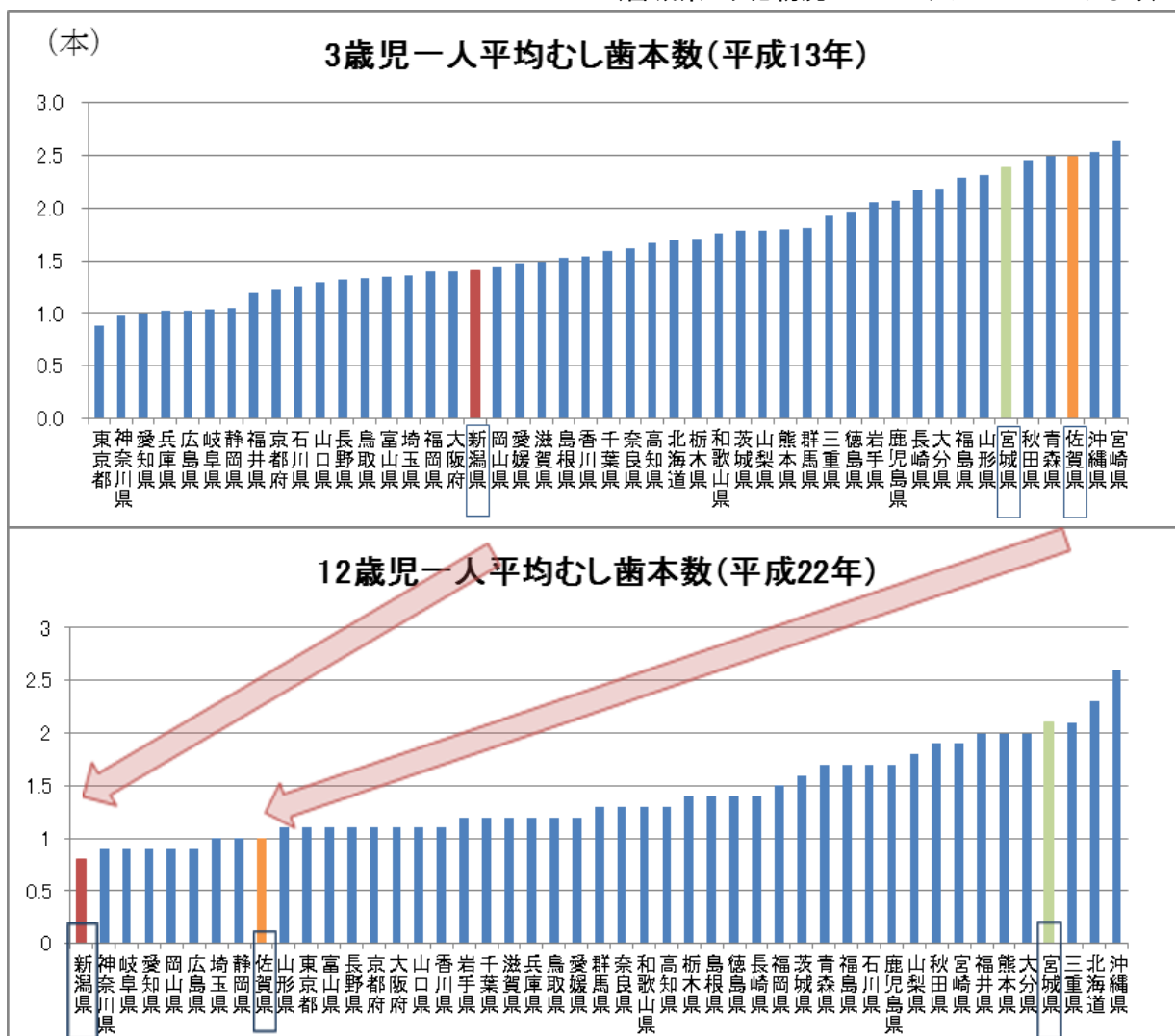


フッ化物洗口の実施により、新潟県と佐賀県は12歳児の一人平均むし歯本数の全国比較において、大幅に前進し、新潟県は全国トップになりました。平成13年の時点で、フッ化物洗口を行っていない宮城県では変化がありませんでした。

日本における施設での集団フッ化物洗口実態調査結果を見ると、宮城県と比べて新潟県、佐賀県ともに幼稚園・保育所等でのフッ化物洗口の施設実施率が高いことが分かります。



(宮城県フッ化物洗口マニュアル 19ページより)



都道府県名	保育所等施設実施率	幼稚園施設実施率
新潟県	70.0%	63.5%
佐賀県	92.6%	70.0%
宮城県	39.6%	15.3%

日本における施設での集団フッ化物洗口実態調査(2016年 NPO 法人日本フッ化物むし歯予防協会, WHO 口腔保健協力センター, 公益財団法人8020推進財団, 一般社団法人日本学校歯科医会協同調査)

4. 宮城県におけるフッ化物洗口導入モデル事業の展開

フッ化物洗口導入モデル事業の概要

■事業目的

市町村が実施可能なフッ化物を利用した幼児歯科保健対策の事業モデルの提供

■事業内容

- (1) フッ化物洗口に関する市町村職員等への説明会
- (2) フッ化物洗口の実施に向けた保護者説明会, 施設職員研修会等に関わる技術支援
- (3) 市町村に対するフッ化物導入等に対する経費負担
- (4) マニュアル, チラシ, パネル等の作成等

■対象者

幼稚園, 保育所及びこども園(以下「施設」という)において新たにフッ化物洗口を導入する市町村

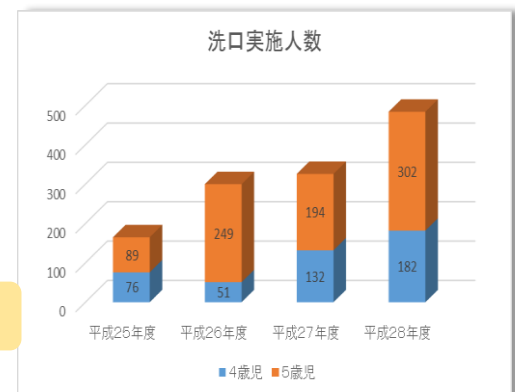
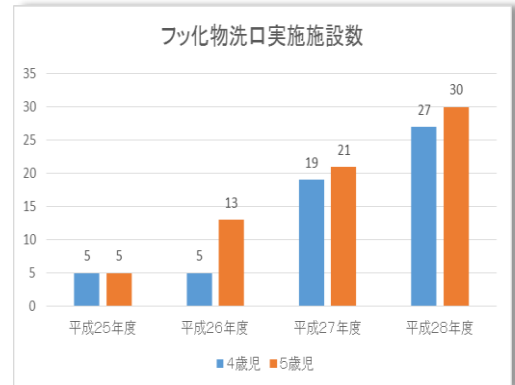
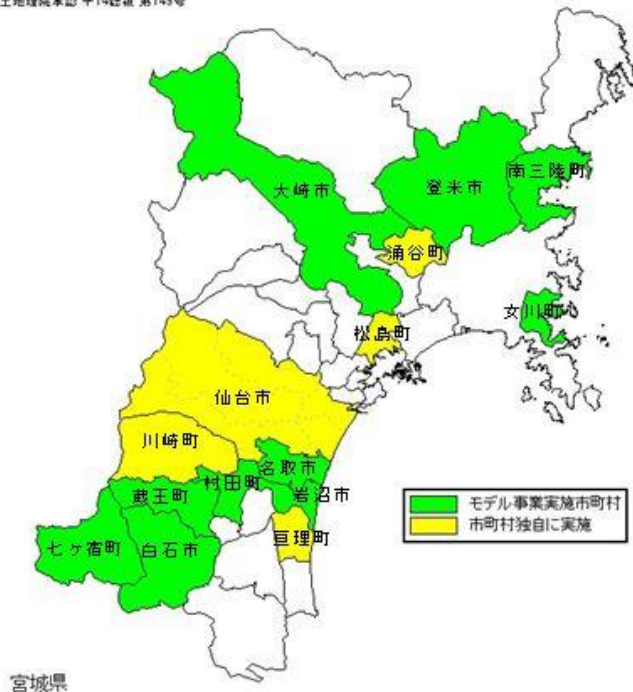
※洗口実施対象者—施設に在籍し, 保護者の承諾が得られた4歳児及び5歳児

■事業実施期間

平成25年度から平成29年度まで(5か年)

■フッ化物洗口導入市町村数及び実施施設数・洗口実施人数の変化

国土地理院承認 平14経推 第149号



フッ化物洗口に取り組む施設は年々増加傾向にあります。

5. フッ化物洗口導入モデル事業 歯科保健行動調査

フッ化物洗口導入モデル事業の効果を評価するため、フッ化物洗口導入モデル事業を活用し、フッ化物洗口を実施した子ども(4, 5歳児)及び保護者の歯科保健行動の変化を把握するため、実施年度毎にアンケート調査を行いました。

調査内容

子どもの年齢・性別、子ども及び保護者の歯科保健に関する行動の変化について、フッ化物洗口開始前後における具体的な歯みがき回数等について

調査結果

実際に洗口を行ったお子さんには、むし歯や口の中に関心を持つようになった、丁寧にうがいをするようになった、丁寧に歯みがきをするようになった等の変化が見られ、保護者の方には子どもの歯や口に関心を持つようになった、丁寧に仕上げみがきをするようになった等の良い変化が見られました。

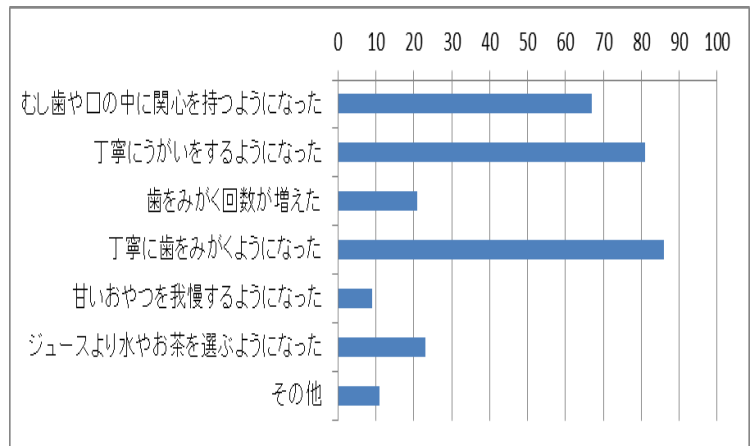
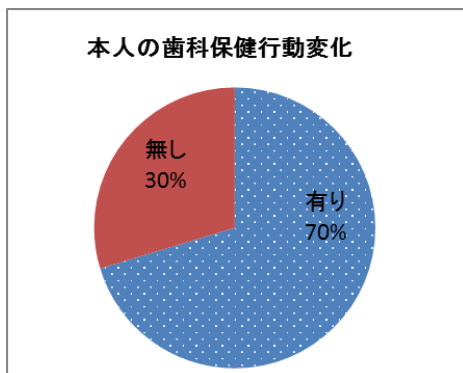


【平成26年度】

回答人数 246人

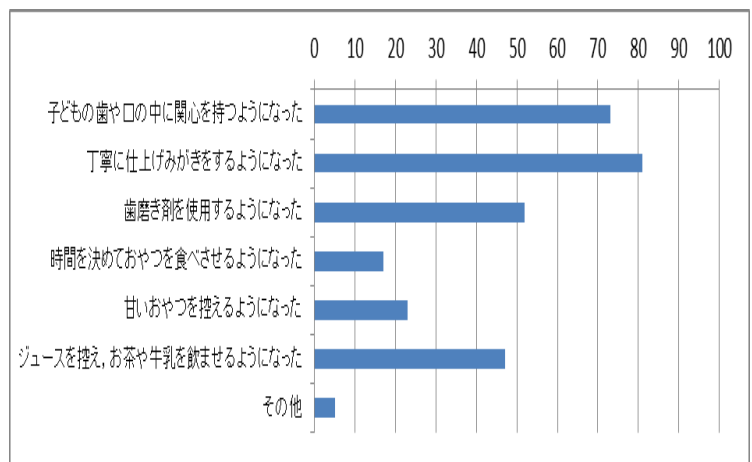
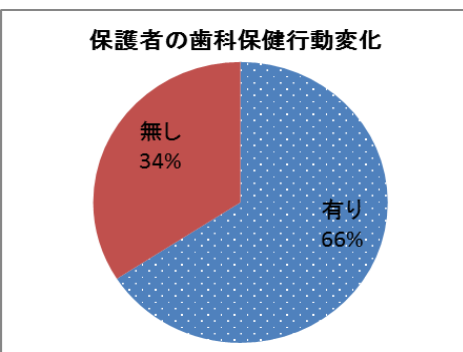
■フッ化物洗口が始まってから歯みがき等に関するお子さんの行動に変化がありましたか。

	有り	無し
人数	173	73



■フッ化物洗口が始まってからお子さんの歯みがきやおやつとの与え方などについて保護の方の行動に変化がありましたか。

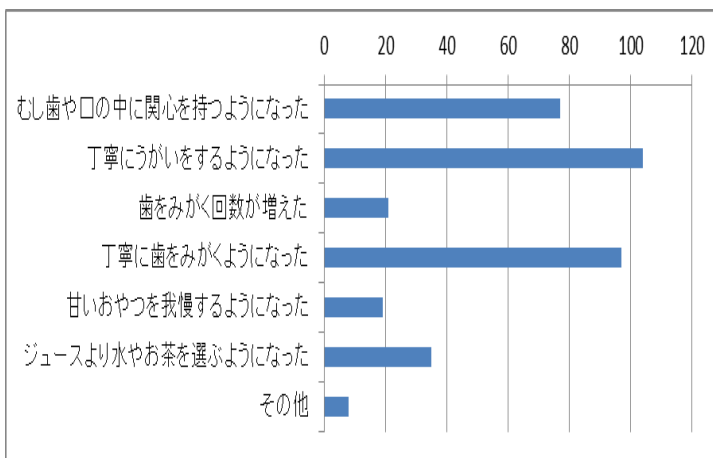
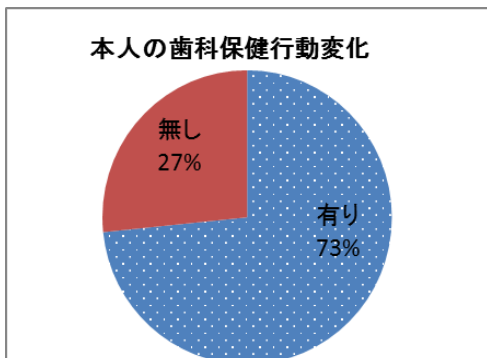
	有り	無し
人数	162	84



回答人数272人

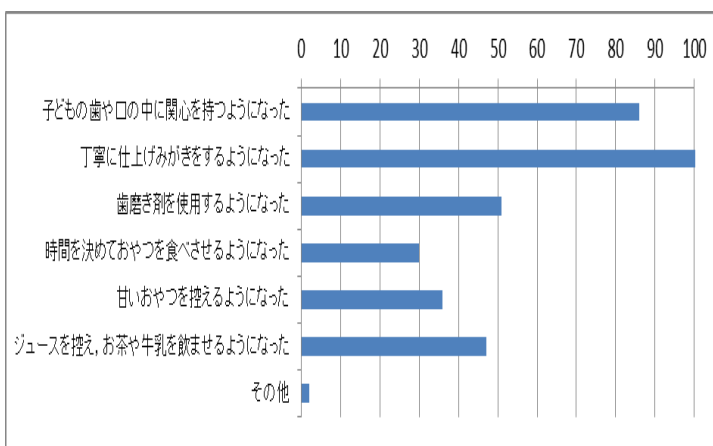
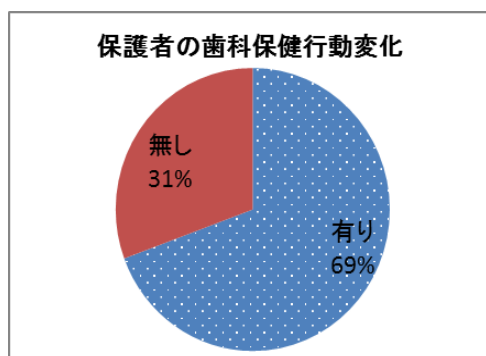
■フッ化物洗口が始まってから歯みがき等に関するお子さんの行動に変化がありましたか。

	有り	無し
人数	193	70



■フッ化物洗口が始まってからお子さんの歯みがきやおやつの与え方などについて保護者の方の行動に変化がありましたか。

	有り	無し
人数	188	83

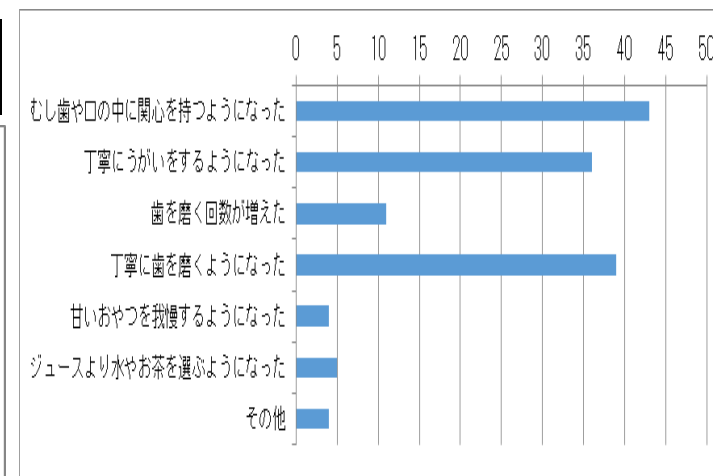
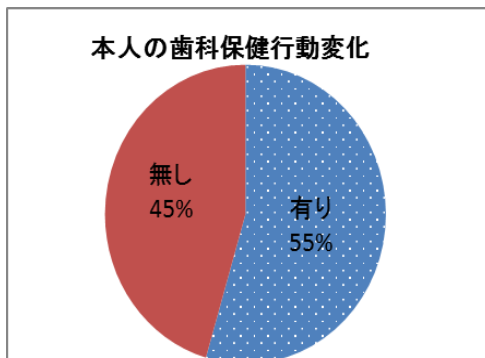


【平成28年度】

回答人数 176人

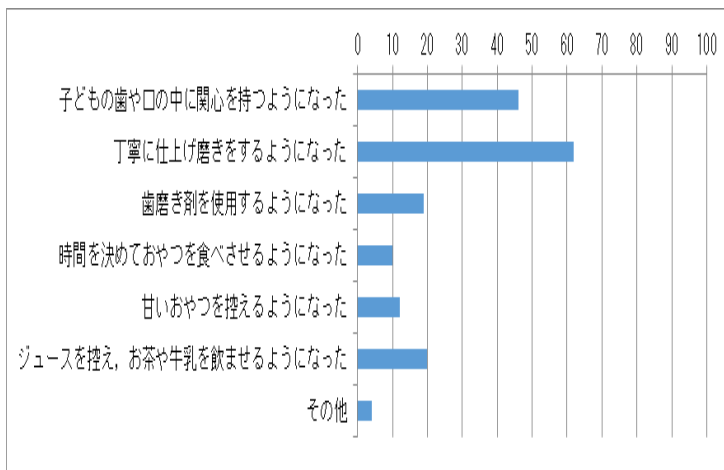
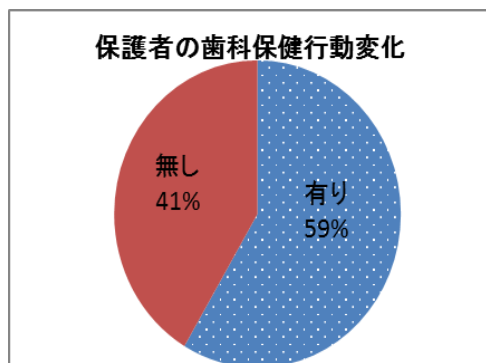
■フッ化物洗口が始まってから歯みがき等に関するお子さんの行動に変化がありましたか。

	有り	無し
人数	96	80



■フッ化物洗口が始まってからお子さんの歯みがきやおやつとの与え方などについて保護者の方の行動に変化がありましたか。

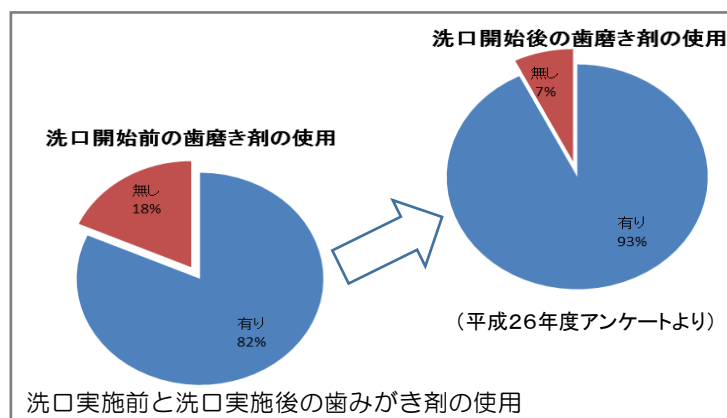
	有り	無し
人数	103	73



<参考>

モデル事業実施市町村では、フッ化物洗口を実施することによって、歯みがき時に歯みがき剤を使用する割合が増加しました。

フッ化物洗口とフッ化物配合歯みがき剤を併用した場合、より一層のむし歯予防効果が期待できます。



第2章 事 例

1. フッ化物洗口をはじめるにあたって

(1)施設でのフッ化物洗口の実施

(2)フッ化物洗口の手順

2. 事例

(1)モデル事業取組市町村

白 石 市

名 取 市

岩 沼 市

登 米 市

大 崎 市

蔵 王 町

村 田 町

女 川 町

南 三 陸 町

(2)フッ化物洗口実施市町村

川 崎 町

亘 理 町

松島町教育委員会

涌 谷 町

1. フッ化物洗口をはじめるにあたって

宮城県では、フッ化物洗口導入モデル事業をはじめるにあたり、フッ化物洗口の効果や安全性、フッ化物洗口の進め方を正しく理解し、行うため、平成25年6月に「フッ化物洗口マニュアル」を作成しました。

フッ化物洗口を始める時には、このマニュアルに沿って、ステップごとに進めていきます。

フッ化物洗口マニュアルは、宮城県健康推進課のホームページからもダウンロードすることができます。



(1) 施設でのフッ化物洗口の実施

「宮城県フッ化物洗口マニュアル」(28ページ)から、フッ化物洗口の実施に至るまでのステップを解説していきます。

市町村内の合意
(導入のきっかけ)

市町村が主体となってフッ化物洗口を導入するにあたり、まず、行政内部の意思を統一することが大切です。また、地元の歯科医師(会)に相談し、理解と協力を得るようにします。

実施施設
の
選定

フッ化物洗口の導入に関心のある施設と打ち合わせを行い、実施する施設を選定します。

関係者
の
理解と合意

フッ化物洗口に関わる市町村、施設歯科医、施設の責任者等の関係者が協議し、理解や認識を同じにした上で、実施に向けての方針を立て、事業実施計画を作ります。

現場の理解
(職員説明会の
実施)

実際にフッ化物洗口を実施する場となる施設職員の理解を得るための研修会を開催します。フッ化物洗口に関する基礎知識や実施上の課題を十分に検討し、実施のための確実な体制を作ります。

保護者の理解
(保護者説明会の実施)

講演会, 説明資料の配布, 広報活動を行い, 保護者がフッ化物洗口に関する知識と情報を共有できるようにします。その後のアンケートにより, 意向や疑問を把握し, 疑問に関しては, 回答を付けた啓発を行ったり, 会議等にて対策を検討することが大切です。

不安を持つ人への対応

誤った情報や, まったく不正確な情報が意図的に流されたりした時に, 保護者や関係者の一部に不安や動揺が広がる可能性があります。前のステップの啓発を繰り返すなどして正確な情報を伝達する必要があります。

施設における実施

施設職員への研修と打ち合わせが必要です。その後, フッ化物洗口の器具や薬剤, その保管場所の確保, 実施希望申込みを取る等の準備を行います。実施においては, 水道水で練習を行ってから, フッ化物水溶液による洗口を開始します。開始した後は, 継続的な実施を円滑に行う体制づくりが大切です。

実施管理体制の整備

フッ化物洗口を開始した後も, 定期的な施設職員の研修や, フッ化物製剤の保管等, 適切な実施体制について, 実施主体や関係機関・団体等による指導や支援が必要です。

(2)フッ化物洗口実施の手順

1. 機材の準備・洗口剤の調製・フッ化物洗口剤出納簿の記録

- ①保管場所から洗口剤を取り出し、出納簿に記録します。
※保管庫の鍵をかけます。
- ②所定の濃度で洗口剤を水道水で希釈します。
※しっかり溶けているか確認します。

洗口責任者が
子どもたちのいない
別室で行います。



2. 洗口液の運搬・配布

- ①担当者がポンプを押して子どもたちのコップへ分注します。
※フッ素はガラスと反応するので、必ずプラスチック製か紙製の
コップを使用します。
- ②担当者が洗口液を配布します。
※洗口を希望しないお子さんがいる場合は、水道水の入ったデ
ィスペンサーボトルも用意し、水道水を分注します。

洗口担当者が
教室へ運搬し、
分注し配布します。



3. ブクブクうがいの実行

- ①合図を送って30秒から1分間ブクブクうがいを行います。
時間は砂時計や音楽等で計ります。
※前歯や奥歯まで全体にまんべんなくいきわたらせませす。
- ②終了後はコップに洗口液を吐き出します。
※洗口中のブクブクの音や吐き出された洗口液の泡立ちで洗口
が十分に行われているか確認します。
- ③吐き出した洗口液は流しに捨てます。

洗口担当者の
合図で洗口を行います。
洗口後の吐き出しを
確認します。



洗口後30分は飲食を控えます。

4. 後片付け

※洗口液の保存は、子どもたちの入らない部屋の冷暗所が原
則で、冷蔵庫が望ましいです。

洗口責任者が
子どもたちのいない
別室で行います。



週末の後片付け

週末に残った洗口液をすべて捨てて、ディスペンサーボトルの洗浄と消毒を行います。

※ディスペンサー付きボトルは0.02%次亜塩素酸溶液に5分以上付けて消毒し、水道水ですすいで
乾かし、次の週に備えます。

2. 事例

(1) モデル事業取組市町村

白石市

洗口実施状況

事業名

フッ化物洗口事業

モデル事業活用年度

平成26, 28, 29年度

施設種別	実施施設数	全施設数
保育所(園)	6園	8園
幼稚園	2園	3園
こども園	—	—

年齢	実施人数	対象人数
4歳児	125名	125名
5歳児	119名	119名

(平成29年度実施人数)

洗口実施のステップ

導入の
きっかけ

むし歯有病率が高く、対策が必要であったため。

実施施設
の
選定

公立保育園・幼稚園に意向調査を行い、希望のあった園に実施。
(当時の希望は一園のみだった)

関係者
の
理解と合意

【平成25年度】

担当者、歯科医師、教育委員会、幼稚園間で実施に向けた打合せ

【平成26年度】

5～9月 市、教育委員会、幼稚園、歯科医師(園医)、宮城県担当者間打合せ

職員説明会
の
実施

平成26年1月 フッ化物洗口のむし歯予防の効果など基本的知識の学習をするための担当者研修会を開催

平成26年2月 実施予定の園以外も含むすべての幼稚園、保育園職員対象にした施設職員研修会を開催

平成26年4月 実施予定幼稚園にてフッ化物洗口の効用、効果、安全性の説明等の事前説明会を開催
先進地視察(市、実施幼稚園職員)
実施に向けて実施幼稚園職員に同行してもらい、不安のない状態で事業に臨めるようにした。

※28年度、29年度のモデル事業実施の際は、すでに取り組んでいる幼稚園で見学と研修を実施している。

保護者説明会
の
実施

毎年、年度始めの保護者会や入園説明会の時間を使って、むし歯予防の講話とフッ化物洗口の説明を白石歯科医師会に依頼し実施している。

不安を持つ人
の
対応

全体に向けた説明後に質問があったこともあるが、保育園や幼稚園で対応し納得いただいている。

意向調査についても、「希望しない」との回答の場合には、まず園で理由を確認。これまでのケースは全て理解不足から希望しないとの意向であったため、丁寧に説明することで理解を得られている。

施設における
実施

【平成26年度】
平成26年4月下旬 水うがい開始
平成26年7月8日 フッ化物洗口開始

【平成28年度】
平成28年4月 説明会後に水うがい開始
平成28年6月 5歳児フッ化物洗口開始
平成28年7～9月 4歳児フッ化物洗口開始
※29年度は、28年度と同様に実施

管理体制
の
整備

市の担当者がそれぞれの施設や園医と定期的に連絡をとっている。

誤飲等の対応

まずは市に連絡をいただき、宮城県のフッ化物洗口マニュアルに沿って対応。

洗口実施後の変化

歯みがきの後で水うがいをし、吐きだした物を確認することで、どのくらい歯みがきができているか確認ができる。そのため、お子さんについて個別のアプローチが見えやすくなった。

歯みがきとうがい、自席につくといった動線が見えやすくなるため、クラスでの実施体制を整える目安となっている。

モデル事業取組市町村

名取市

洗口実施状況

事業名

名取市フッ化物洗口事業

モデル事業活用年度

平成26年度

施設種別	実施施設数	全施設数
保育所(園)	4園	9園
幼稚園	0園	5園
こども園	—	—

年齢	実施人数	対象人数
4歳児	84名	88名
5歳児	78名	80名

(平成29年度実施人数)

洗口実施のステップ

導入の
きっかけ

市として、永久歯に生え変わる幼児期のむし歯予防に関して有効な方法を検討する中で、フッ化物洗口事業の取組みについて、市歯科衛生士とともに保育所所長・園長とさらに検討をした。

実施施設
の
選定

市内認可保育所を対象としたが、実施は公立保育所(4か所)のみ。
※私立保育園には希望を確認し、希望があれば実施する方向。現在のところ希望なし。

関係者
の
理解と合意

【平成25年度】

平成25年4～10月 保育所所長会議等で実施に向けた取組みを共有
平成25年8月 「乳幼児むし歯予防研修会」開催 関係機関と情報共有

【平成26年度】

平成26年2月 市としての今後の取組予定について県と打ち合わせを実施
平成26年10月 フッ化物洗口連絡会を実施(県・歯科医師会・保育所嘱託歯科医師・市)

職員説明会
の
実施

【平成25年度】

平成25年8月 「乳幼児虫歯予防研修会」の開催

【平成26年度】

平成26年6月 職員研修会の開催 参加者約80名

平成26年8月 実施施設視察(仙台市太子堂すいせん保育所)参加者7名

平成26年9月 フッ化物洗口実施に係る説明会の開催 (参加者:保育所4・5歳児
担任保育士・市歯科衛生士)

平成26年10月 フッ化物洗口実施手順連絡会を実施 参加者11名(主任保育士・
保育所4・5歳児担任保育士・市)

保護者説明会
の
実施

【平成26年度】

平成26年10月 4施設にて実施(4・5歳児保護者対象) 69名

※以降該当年齢保護者に対し、新年度に向けて保護者説明会を施設ごとに実施

不安を持つ人
の
対応

嘱託歯科医と連携し、対応している。

保護者説明会において、洗口体験を実施

※2歳6か月健診でフッ素塗布を実施しており、その際に市歯科衛生士よりフッ素に
ついての説明があるため、不安を持つ保護者は特になかった。

施設における
実施

【平成26年度】

平成26年10月 水うがい開始

平成26年11月 フッ化物洗口開始

※平成27年度以降は5月から6月を目安に水うがいを開始し、6月から7月を目
安にフッ化物洗口を開始。

管理体制
の
整備

公立保育所所長会にて定期的な打ち合わせを行い、市歯科衛生士、公立保育所で共有を行っている。

誤飲等の対応

誤飲が起きた時にはまずは市に報告。
宮城県のフッ化物洗口マニュアルに沿って対応

洗口実施後の変化

保護者、職員ともにむし歯予防についての意識が高まり、さらに歯みがきをすることの大切さを再確認した。

モデル事業取組市町村

岩 沼 市

洗口実施状況

事業名	施設種別	実施施設数	全施設数
幼児フッ化物洗口事業 モデル事業活用年度 平成27, 28, 29年度	保育所(園)	10園	11園
	幼稚園	3園	4園
	こども園	—	—

年齢	実施人数	対象人数
4歳児	—	—
5歳児	328名	337名

(平成29年度実施人数)

洗口実施のステップ

導入の きっかけ

3歳児健診後、就学までの間に、むし歯有病率が上昇していることから、就学前の歯科保健対策が必要と考えていた。

幼児期のむし歯予防を含めた口腔衛生の保持には、保護者の理解と行動化が不可欠であるが、児童ひとりひとりが自分の歯を大切にすること意識付けも必要であることから、集団に所属する児童を対象とする本事業の実施に至った。

実施施設 の 選定

初年度である平成27年度は公立保育所で実施。

平成28年度は私立保育園、平成29年度は私立幼稚園に段階的に拡大し、実施を希望する施設にて実施。

関係者 の 理解と合意

【平成26年度】

平成26年9月 岩沼歯科医師会及び保育所(園)、市と協議した上で9月の公立保育所所長会議にて事業説明し、合意を得た。

平成26年12月 公立保育所、市で実施施設を視察し、具体的な実施方法について確認、検討。

関係者の
の
理解と合意

【平成27年度】

平成27年1月 実施方法, スケジュール等について岩沼歯科医師会と協議。

平成27年9～10月 私立保育園実施意向調査。

平成27年12月 次年度の実施について岩沼歯科医師会と協議。

平成28年2月 次年度事業実施予定の私立保育園職員が公立保育所を視察。

【平成28年度】

私立保育園は保育所との定例会議にて随時情報共有。

【平成29年度】

平成29年度は全幼稚園に出向いて事業説明し, 希望により実施施設(保育所)の視察を実施。

職員説明会
の
実施

【平成27年度】

平成27年2月 関係職員説明会の開催 参加者31名

【平成28年度】

平成28年5月 職員説明会の開催 参加者8名

平成29年2月 保護者説明会の開催 参加者14名

※希望する施設については実施施設の視察を実施した。

保護者説明会
の
実施

【平成27年度】

平成27年5月 公立保育所保護者説明会の開催 参加者27名

【平成28年度】

平成28年5月 公立保育所, 私立保育園保護者説明会の開催 参加者18名

平成29年2月 公立保育所, 私立保育園保護者説明会の開催 参加者14名

【平成29年度】

平成29年5月 私立幼稚園について, 県作成のフッ化物洗口PRチラシで保護者に説明した。

不安を持つ人
の
対応

安全性について不安を持つ保護者へは, 説明会資料を基に説明した。

障害等により, 洗口が難しい子どもについては保護者と相談の上, 水うがいで実施し, うがいが出来るようになった時点で再度保護者と相談して実施した。

施設における
実施

【平成27年度】

公立保育所

平成27年5月 水うがい開始

平成27年6月 フッ化物洗口実施(以降, 継続実施中)

【平成28年度】

私立保育園

平成28年5月 水うがい開始

平成28年6月 フッ化物洗口実施(以降, 継続実施中)

【平成29年度】

私立幼稚園

平成29年5月 水またはお茶うがい開始

平成29年6月 フッ化物洗口実施(以降, 継続実施中)

管理体制
の
整備

30年度の実施について, 実施状況を踏まえて関係機関と検討している。
その他, 各施設と随時相談, 協議しながら実施している。

誤飲等の対応

岩沼歯科医師会及び各施設嘱託歯科医師に相談。宮城県のフッ化物洗口マニュアルに沿って対応。

洗口実施後の変化

フッ化物について, 一部の施設職員や保護者から質問が寄せられると同時に, 学校でも継続して実施して欲しい等の要望もあがってくるなど, フッ化物の応用についての意識が高まってきている。



※平成27年11月号広報掲載写真

モデル事業取組市町村

登米市

洗口実施状況

事業名

フッ化物洗口導入モデル事業

モデル事業活用年度

平成29年度

施設種別	実施施設数	全施設数
保育所(園)	2園	38園
幼稚園	2園	14園
こども園	1園	1園

年齢	実施人数	対象人数
4歳児	131名	150名
5歳児	160名	168名

(平成29年度実施人数)

洗口実施のステップ

導入の
きっかけ

子どものむし歯対策として、歯科医師会開催の学校歯科保健研修会に県の相田参与を講師として3年連続で依頼し、市担当と歯科医師会でフッ化物洗口実施に向けた情報と意識の共有が図られたため。

また、登米市の健康づくり政策の諮問機関である健康なまちづくり推進協議会でのフッ化物洗口事業に対する理解が得られた。

実施施設
の
選定

平成28年度に登米地方保育所協議会所長部会で県の相田参与、星歯科衛生士よりフッ化物洗口の講話を依頼し、そこから希望を募った。幼稚園については食育事業と併せて幼稚園を選定し、依頼した。

関係者
の
理解と合意

【平成28年度】

平成28年10月 登米地方保育所協議会所長部会で目的、方法等を共有

【平成29年度】

平成29年 8月 学校歯科保健研修会で目的等を共有

職員説明会
の
実施

平成29年5月 こども園さくら幼稚園とみどりご園 職員・保護者合同説明会開催
計2回

平成29年6月 市立中田幼稚園, 市立石越幼稚園職員説明会の開催 計2回

平成29年6月 保育所森のくまさん職員説明会の開催

保護者説明会
の
実施

平成29年5月 こども園さくら幼稚園とみどりご園職員・保護者合同説明会の開催
計2回

平成29年7月 市立中田幼稚園, 市立石越幼稚園保護者説明会の開催 計2回

※保育所森のくまさんは, 職員から保護者に説明するとして, 保護者説明会は実施
していない。

不安を持つ人
の
対応

保護者説明会でフッ化物に対して拒否感のある保護者には市の担当者が質問等に
丁寧に回答した。

施設における
実施

【平成29年度】

こども園さくら幼稚園

保育所みどりご園

平成29年6月 水うがい開始

平成29年7月 フッ化物洗口開始

保育所森のくまさん

平成29年6月 水うがい開始

平成29年7月 フッ化物洗口開始

石越幼稚園

平成29年9月 水うがい開始

平成29年9月 フッ化物洗口開始

中田幼稚園

平成29年9月 水うがい開始

平成29年10月 フッ化物洗口開始

管理体制
の
整備

洗口開始 1~2 ヶ月後に、施設へ訪問してに実施チェックリスト(P. 70様式例4)を用いて実施状況の確認をしている。

誤飲等の対応

水分、牛乳を飲ませる等各施設で、宮城県のフッ化物洗口マニュアルを参考に対応。

洗口実施後の変化

職員の歯科保健に対する意識が高まった。



説明会の様子



モデル事業取組市町村

大崎市

洗口実施状況

事業名

大崎市公立保育所・
子育て総合施設における
フッ化物洗口事業

モデル事業活用年度

平成26, 27, 28年度

施設種別	実施施設数	全施設数
保育所(園)	7園	7園
幼稚園	—	—
こども園	4園	4園

年齢	実施人数	対象人数
4歳児	281名	287名
5歳児	303名	310名

(平成29年度実施人数)

洗口実施のステップ

導入の きっかけ

大崎市の子どものむし歯の課題である、有病者率、むし歯の格差について、歯科医師会主催の会議の場で、東北大学の小関教授より講義を受けた。

会議後、関係課で協議し、保育所に通う子どものむし歯の状況の差、その後の治療状況の差、保護者の意識の差などの現状が問題として挙げられた。その結果、公立保育所でのフッ化物洗口導入事業に取り組むことが決まった。

実施施設の 選定

子育て支援課管轄である市内保育所、子育て支援総合施設の全施設において実施。

関係者の 理解と合意

年度始めに各実施施設において打ち合わせ会を実施。

構成

保育所等職員(所長, 看護師)
保育所等嘱託歯科医師
担当保健師
歯科衛生士

職員説明会
の
実施

各施設において職員説明会を実施。

実施内容

- ・嘱託歯科医師によるむし歯予防とフッ化物の効果についての講話
- ・歯科衛生士より薬物取り扱いについての研修、洗口液の作成、洗口体験、洗口液の廃棄、器材の消毒までの相互実習

構成

嘱託歯科医師、保育所等職員、担当保健師、歯科衛生士

※保育所の職員全員を対象に開催、なるべく全員が参加できるように児の午睡の時間を活用し、研修会を2回に分けて入れ替え制で実施した。全ての職員が責任を持って保護者に対応できるようになることを目標とした。

【平成26年度】

3施設 参加者126名

【平成27年度】

5施設 参加者83名

【平成28年度】

4施設 参加者91名

不安を持つ人
の
対応

保護者説明会を実施し、その中で保護者にも子どもたちと同様の洗口を体験してもらうことで、不安や疑問の払拭をはかった。(フッ化物洗口は希望する保護者に対してのみ実施)

モデル事業以降は嘱託歯科医師に講話を依頼し実施している。

保護者説明会
の
実施

各施設において保護者説明会を実施。

講話「乳幼児期のむし歯予防とフッ化物応用の効果」

相田 潤先生

※希望する保護者に対してフッ化物洗口の体験を実施。

保護者に対し実際に子どもたちが行うフッ化物洗口と同じ液を使用し、同じ量、同じ時間うがいを体験してもらうことで味や感覚を理解してもらうことで不安や疑問の軽減を図った。

保護者説明会
の
実施

【平成26年度】

3施設 参加者339名

【平成27年度】

5施設 参加者359名

【平成28年度】

4施設 参加者383名

※質疑などについては事前に保育所から保護者に文書などを活用して聞き取りを行い、まとめたものを相田先生にお渡しして、当日説明会の講演の中で対応してもらった。その後の保護者からの質問に対応できるように事前に職員全員を対象に研修会を実施している。モデル事業以降は嘱託歯科医師に依頼している。

施設における
実施

事前準備として各クラス毎に頬のふくらましから開始して水うがいの練習に進めている。おおむね洗口開始から逆算して3か月から半年前から開始し、クラスの児の様子をみて対応。

【平成26年度】

3施設 フッ化物洗口実施

【平成27年度】

5施設 フッ化物洗口開始

【平成28年度】

4施設 フッ化物洗口開始

※4歳児クラスに進級したらできるだけ早く洗口が始められるように、3歳児クラスの後半から水うがいの準備をはじめ、練習を進めている。

管理体制
の
整備

フッ化物洗口導入モデル事業実施初年度(H26)に中間反省会を実施し、モデル事業終了後に引き続き大崎市の事業としてスムーズに取り組めるよう、子育て支援課を含めた実施施設関係者と検討した。

フッ化物洗口導入モデル事業実施報告会開催(H26～H28)

施設間での良い点、改善点を相互で共有することでより効果的な事業の実施に結びついた。また新しく始める施設の研修の場として活用できるよう、先行施設で工夫した点や使用したアイデアグッズなどを展示したりした。

3年間のモデル事業終了後、H29年6月から9月に、フッ化物洗口の実施状況の確認と歯科検診の結果の報告を兼ねて保育所を市の歯科衛生士が巡回している。その結果は報告としてまとめ、フッ化物洗口事業の主管課である子育て支援課に報告している。また、年度末に歯科医師会と事業報告を兼ねた会議を開催している。

管理体制
の
整備

誤飲等の対応

事業実施について囑託医師にも説明に行き、洗口に対する理解を得ている。

誤飲の対応については基本的には子育て支援課で定める事故等発生時の対応に準じている。

例) 誤飲発生→囑託歯科医師に連絡、指示を受ける→指示に従い対応(必要に応じて大崎市民病院小児科へ連絡)→保護者へ連絡、報告、家で様子を見るように伝える→後日家庭での様子を確認→後日子育て支援課へ誤飲報告

洗口実施後の変化

保護者のおやつとの与え方、仕上げみがきの実施状況、治療状況が変化した。子どもたちの歯みがきや口の中に対する関心が高まった。フッ化物洗口を実施することで、スタッフの観察力があがった。洗口事業を通じて、お互いの事情を理解することができ、連携が深まった。また、フッ化物洗口をきっかけに、「落ち着いて話を聞けるようになった」、「姿勢がよくなった」等のよい付帯効果も聞かれた。

モデル事業取組市町村

蔵王町

洗口実施状況

事業名

フッ化物洗口導入モデル事業

モデル事業活用年度

平成28年度, 29年度

施設種別	実施施設数	全施設数
保育所(園)	2園	2園
幼稚園	0園	3園
こども園	—	—

施設名	実施人数	対象人数
4歳児	35名	35名
5歳児	37名	37名

洗口実施のステップ

(平成29年度実施人数)

導入の
きっかけ

宮城県医師会から町内の歯科医師にフッ化物洗口導入についての話があり、歯科医師と町で協議した結果実施に至った。

実施施設
の
選定

当初に本事業についての話をもらった歯科医師が園医をしている公立保育所から実施し、平成29年度からは公立保育所2か所で実施をしている。

関係者
の
理解と合意

平成28年度から本事業を実施しているが、平成27年度の3月頃に歯科医師・保育所それぞれに町担当者が出向いて、事業の目的や年間スケジュール、実施方法、役割分担などについて協議している。

職員説明会
の
実施

【平成28年度】

平成28年4月 洗口体験を含め職員説明会を開催 参加者20名

【平成29年度】

平成29年4月 洗口体験を含め職員説明会を開催 参加者15名

保護者説明会
の
実施

【平成28年度】

平成28年5月 宮保育所保護者説明会の開催(洗口体験も実施)参加者39名

【平成29年度】

平成29年5月 永野保育所保護者説明会の開催(洗口体験も実施)参加者33名

平成29年5月 宮保育所保護者説明会の開催(洗口体験も実施)参加者38名

不安を持つ人
の
対応

職員説明会の際に、想定される保護者からの質問などについて、どのように答えたらいいかを保育士から講師に確認するようにしている。

また、保護者説明会で、歯科医師などに確認が必要な場合は、保健師を通じて歯科医師などに問い合わせた上で、保育士から保護者に伝えることを説明している。

施設における
実施

【平成28年度】

宮保育所

平成28年6月 水うがい開始

平成28年7月 5歳児フッ化物洗口を開始

平成28年10月 4歳児フッ化物洗口開始

【平成29年度】

宮保育所

平成29年6月 水うがい開始

平成29年7月 5歳児フッ化物洗口開始

平成29年9月 4歳児フッ化物洗口開始

永野保育所

平成29年6月 水うがい開始

平成29年7月 5歳児フッ化物洗口開始

平成29年11月 4歳児フッ化物洗口開始

管理体制
の
整備

フッ化物での洗口を開始後、月1回のペースで保育所に出向いて歯みがき教室を実施している。その機会を利用して、実施方法の見直しや次年度に向けた事業内容の改善点などを保育所職員と話し合うようにしている。

管理体制
の
整備

誤飲等の対応

宮城県のマニュアルを元に対応。年に1回の研修会で対応の確認を実施。

洗口実施後の変化

フッ化物洗口の開始に併せて行った保育所での歯みがき教室や親子研修会などを通して、子どもだけではなく保護者にも生活習慣の振り返りをしたり、歯を守ることの大切さを再確認してもらえた。
また、保育士については、歯科衛生士の講話を聞いて、磨き残しが多い部分を上手に磨けるように、毎日の歯みがきで声掛けをするように意識するようになった。



モデル事業取組市町村

村 田 町

洗口実施状況

事業名

フッ化物洗口事業

モデル事業活用年度

平成27年度

施設種別	実施施設数	全施設数
保育所(園)	1園	1園
幼稚園	0園	2園
こども園	0園	0園

施設名	実施人数	対象人数
4歳児	22名	22名
5歳児	19名	19名

洗口実施のステップ

(平成29年度実施人数)

導入の
きっかけ

保育所通所児がむし歯保有率、一人当たり未処置歯数ともに顕著に高く、定期歯科健診の受診率は低い状況であったこと。

実施施設
の
選定

公立保育所から選定した。

関係者
の
理解と合意

【平成26年度】

平成27年1月 歯科医師、実施施設職員とフッ化物洗口の必要性や目的を共有

職員説明会
の
実施

【平成27年度】

平成27年2月 実施施設の職員と具体的な方法について共有し、洗口の体験を実施。

平成27年4月 川崎町の川崎こども園で開催された実地研修に保育所担任、在宅歯科衛生士、保健師が参加。

平成27年5月 4歳児・5歳児担任と事前研修の開催(歯みがき、ブクブクうがいの確認)

保護者説明会
の
実施

【平成27年度】

平成27年7月 村田保育所保護者説明会の開催 参加者58名
町内歯科医師による講話と洗口体験を行った。

不安を持つ人
の
対応

歯科医師による講話でフッ化物洗口の効果や安全性等について伝えた。
フッ化物洗口の実際のイメージを持てるよう、洗口体験を行った。

施設における
実施

【平成27年度】

平成27年4月 水うがい開始

平成27年7月 フッ化物洗口開始

【平成28・29年度】

5歳児については洗口希望表を提出した児は新年度より順次洗口開始。

4歳児については4月の歯科・うがい指導後、順次開始。

管理体制
の
整備

年度初めに保育所担任とフッ化物の効果や実際の流れ等について共有する。
在宅歯科衛生士や保健師が定期的に保育所へ行き、洗口の様子を確認する。

誤飲等の対応

宮城県のマニュアルを参考に、対応マニュアルを職員研修会で配布し、確認している。

洗口実施後の変化

- ・決められた歯みがきの順番を覚えて、それにしたがってみがくことができるようになっている。
- ・ぶくぶくうがいによる泡のでき方には個人差があるものの、少しずつ上手に泡ができるようになっている。

モデル事業取組市町村

女川町

洗口実施状況

事業名

フッ化物洗口事業

モデル事業活用年度

平成27年度

施設種別	実施施設数	全施設数
保育所(園)	2園	2園
幼稚園	—	—
こども園	—	—

年齢	実施人数	対象人数
4歳児	32名	32名
5歳児	34名	34名

洗口実施のステップ

(平成29年度実施人数)

導入の
きっかけ

本町は、全国、宮城県の中でもむし歯保有率が高く、乳幼児期のむし歯予防対策の強化の必要性を感じていたため、フッ化物洗口を導入した。

実施施設
の
選定

平成27年度、町立保育所全2施設で実施した。
その後教育委員会から小学校での実施の検討の話を受け、話し合いを重ねた。
平成28年度からは、小学校でも実施している。

関係者
の
理解と合意

【平成26年度】

平成26年10月 町内歯科医師、町立保育所長・主任を参集し、勉強会を実施。(相田
参与から講話)

平成27年2月 町内歯科医師、保育所長、健康福祉課職員で、手順、不明点の確認を
実施。

【平成27年度】

平成27年11月～平成28年3月 教育委員会職員、小学校教頭・養護教諭、町内
歯科医師、健康福祉課職員で会議を実施し、小学校で実施する際の問題点、注意点
等出し合い、どのようにしたら実施できるか検討した。

職員説明会
の
実施

【平成27年度】

平成27年4月 保育所職員勉強会の開催(相田参与から講話)

【平成28年度】

平成28年5月 小学校職員勉強会の開催

※実施の流れの確認

(小学校教頭・実施学年(1年生)担任, 養護教諭, 健康福祉課職員)

保護者説明会
の
実施

毎年2月の保育所入所説明会時に保護者に対して説明をしている。

【平成28年度】

保護者説明会の開催 参加者90名(洗口を実施しない年齢の保護者に対しても、事業やむし歯予防について伝えている。)

不安を持つ人
の
対応

保育所等から連絡があった場合には、個別対応することとしているが、これまで連絡をされた方はいなかった。

施設における
実施

【平成27年度】

平成27年7月 水うがい開始

平成27年8月 5歳児フッ化物洗口開始

平成28年2月 4歳児水うがい開始

【平成28年度】

平成28年4月 5歳児フッ化物洗口開始

※保育所では、4歳児が2月から水うがいを実施し、その後5歳児になった4月からフッ化物洗口を実施している。

平成28年5月 小学校 1年生水うがい開始

平成28年6月 1年生 フッ化物洗口開始

※小学校は、毎年1学年ずつ実施学年を増やしていくこととし、平成29年度は、1, 2学年で実施している。

管理体制
の
整備

保育所でのフッ化物洗口事業は、健康福祉課事業として実施しており、定期的に打合せを実施している。

小学校でのフッ化物洗口事業は、教育委員会事業として実施している。健康福祉課を含めての定期的な打合せは実施していないが、参集された場合や、適宜相談があった場合は対応している。

誤飲等の対応

歯科医師に連絡し対応を確認。必要があれば内科医を受診。

洗口実施後の変化

保育所では、フッ化物洗口を実施するまで、10年程度保育所での昼食後の歯磨きの実施を中止していた時期があったが、洗口を始めるにあたり3歳児以上の歯みがきが再開された。

保護者へは、県モデル事業時に使用した保護者アンケートをその後も実施し、家族でむし歯予防に気を付けるようになった等のよい変化が回答としてあがっている。



女川町立第一保育所



女川町立第四保育所

モデル事業取組市町村

南三陸町

洗口実施状況

事業名

南三陸町フッ化物洗口事業

モデル事業活用年度

平成25年度

施設種別	実施施設数	全施設数
保育所(園)	3園	4園
幼稚園	1園	1園
こども園	2園	2園
年齢	実施人数	対象人数
4歳児	67名	70名
5歳児	66名	68名

(平成29年度実施人数)

洗口実施のステップ

導入の
きっかけ

震災前から子どものむし歯が多い健康課題があり、また、震災後は環境の変化や甘いものの支援があるなど子どものむし歯の増加が懸念される状況であった。
平成24年に前東北大学予防歯科の田浦先生と東北大学大学院歯学研究科の相田先生から、子どものむし歯予防に集団のフッ化物洗口が効果的であることの御教示と支援の申し出をいただいたことが導入を検討するきっかけとなった。

実施施設
の
選定

町内幼児施設から選定。私立保育園1施設は事業の対象となる4、5歳児を保育対象としていないため、実施していない。

関係者
の
理解と合意

【平成24年度】

平成24年10月 幼児施設(保育所・園3施設、幼稚園1施設)と会議を実施し、洗口の実施について協議。
平成24年11月 南三陸町復興企画課と政策的協議を実施し、フッ化物洗口の実施について了解を得た。

関係者の
の
理解と合意

平成25年3月 幼児施設(保育所・園4施設, 幼稚園1施設)
と打ち合わせを実施し, 事業の詳細について協議。
【平成25年度】
平成25年4月 町内歯科医師と事業実施について協議。

職員説明会
の
実施

【平成24年度】
平成24年8月 フッ化物を応用したむし歯予防対策に関する研修会を開催
(町内幼児施設職員と町内小, 中学校職員を対象)参加者56名
【平成25年度】
平成25年4月 フッ化物洗口に係る職員講習会を各施設で開催。洗口実施にあたり
5月 留意点や手順を実施施設職員と確認した。
町立志津川保育所 参加者8名
町立伊里前保育所 参加者8名
町立名足保育園 参加者5名
平成学園あさひ幼稚園 参加者4名
入谷ひがし幼児園 参加者4名

保護者説明会
の
実施

【平成24年度】
フッ化物によるむし歯予防についての啓発活動(歯科衛生士講話)を、保育所
(園)行事に参加した保護者等に対して実施。
平成24年11月 町立名足保育園保護者説明会の開催
町立志津川保育所保護者説明会の開催
町立伊里前保育所保護者説明会の開催
【平成25年度】
平成25年4月 町立伊里前保育所保護者説明会の開催 参加者55名
平成25年5月 町立名足保育園保護者説明会の開催 参加者27名
町立志津川保育所保護者説明会の開催 参加者84名
平成学園あさひ幼稚園説明会の開催 参加者50名
入谷ひがし幼児園説明会の開催 参加者27名
※平成26年度以降は年1回, 各施設で保護者説明会を実施。

不安を持つ人の
対応

平成25年4・5月実施のフッ化物洗口事業保護者説明会で県の相田先生に講演を依頼し、保護者のフッ化物への理解を深めた。

平成26年度以降の保護者説明会では歯科衛生士がフッ化物について説明を行い、保護者の不安解消を図っている。

施設における
実施

【平成25年度】

町立志津川保育所

平成25年5月 水うがい開始

平成25年6月 フッ化物洗口開始

町立伊里前保育所

平成25年6月 水うがい開始

平成25年6月 フッ化物洗口開始

町立名足保育園

平成25年5月 水うがい開始

平成25年5月 フッ化物洗口開始

平成学園あさひ幼稚園

平成25年6月 水うがい開始

平成25年6月 フッ化物洗口開始

入谷ひがし幼児園

平成25年6月 水うがい開始

平成25年6月 フッ化物洗口開始

【平成28年度】

町立戸倉保育所

平成28年4月 水うがい開始

平成28年4月 フッ化物洗口開始

町立名足こども園

平成28年4月 水うがい開始

平成28年4月 フッ化物洗口開始

【平成29年度】

平成29年4月 水うがい開始

平成29年4月 フッ化物洗口開始

※平成26年度以降は、4月に水うがいを開始し、同月中にフッ化物洗口を開始している。

管理体制
の
整備

フッ化物洗口事業実施施設と洗口物品の補充の際に(概ね年3, 4回程度)実施状況を確認。

町内歯科医師とフッ化物洗口事業を含む歯科保健事業の打ち合せ会を年1回開催。

誤飲等の対応

宮城県のマニュアルに沿って対応するが、まずは歯科医師に連絡をする。

洗口実施後の変化

平成28年度の保護者アンケートでは、フッ化物洗口が始まってからの変化について「丁寧な菌みがき」と3割が回答しているが、事業開始年度からの経年変化をみると割合が低下している状況である。

(2)フッ化物洗口実施市町村

川崎町

洗口実施状況

事業名

フッ化物洗口事業

施設種別	実施施設数	全施設数
保育所(園)	—	—
幼稚園	1園	1園
こども園	1園	1園

年齢	実施人数	対象人数
4歳児	43名	43名
5歳児	60名	60名

(平成29年度実施人数)

洗口実施のステップ

導入の
きっかけ

川崎町は、3歳6カ月児のむし歯保有率が、県の平均よりも上回っており、幼児の口腔衛生状況が悪かったことから、フッ化物洗口を導入した。

実施施設
の
選定

平成17年 2か所の公立保育所の5歳児から開始した。

関係者
の
理解と合意

平成17年度から毎年、フッ化物洗口の取り組み、保管方法、作り方、消毒方法等と具体的な方法を共有した。

※「フッ素とは・・・」職員との勉強会や担当者との会議を重ねていった。

職員説明会
の
実施

平成29年4月 職員勉強会の開催 参加者約10名

順番みがき・洗口体験・お口のけがの応急処置の説明

保護者説明会
の
実施

平成29年4月 こども園保護者説明会の開催 参加者50名
入園式後の保護者説明会時に「フッ素とは」の説明の資料と希望調査票を渡す。
平成29年4月 富岡幼稚園保護者説明会の開催 参加者15名

不安を持つ人
の
対応

個別で対応や、職員から丁寧に説明をしている。

施設における
実施

【平成29年度】
こども園
平成29年4月 水うがい開始
平成29年5月 フッ化物洗口開始
富岡幼稚園
平成29年4月 在園児フッ化物洗口開始
平成29年4月 新園児フッ化物洗口開始

管理体制
の
整備

こども園・幼稚園が実施施設となるため、フッ化物の管理等を含め、各施設の職員の理解・協力及び町内の歯科医師の協力体制に関する打ち合わせを毎年行っている。

誤飲等の対応

宮城県のフッ化物洗口マニュアルを参考に川崎町の対応マニュアルを作成し、年に1回職員研修で確認をしている。

洗口実施後の変化

フッ化物洗口事業から12年間、園児たちや職員も歯の大切さを意識していて、むし歯のある園児も減少傾向にある。
園児たちから、「歯が抜けたよ。」「歯医者さんいったよ。」と積極的に声をかけられる等毎年多くなった。

フッ化物洗口実施市町村

亶理町

洗口実施状況

事業名

亶理町フッ化物洗口事業

施設種別	実施施設数	全施設数
保育所(園)	5園	9園
幼稚園	2園	2園
こども園	—	—

年齢	実施人数	対象人数
4歳児	114名	117名
5歳児	131名	135名

(平成29年度実施人数)

洗口実施のステップ

導入の
きっかけ

東日本大震災後、避難所へ歯科口腔支援をいただいた東北大学歯学部の歯科医師から、口腔内の健康状態改善の一助としてフッ化物洗口導入について打診があったため。

実施施設
の
選定

公立・私立を問わず、町内の保育所・幼稚園等から選定。

関係者
の
理解と合意

【平成23年度】

平成23年6月～10月 施設長会議等で事業内容について説明及び質疑応答を受付。
平成24年1月 各施設嘱託歯科医へ個別に事業内容の説明及び協力依頼実施。

職員説明会
の
実施

【平成23年度】

平成23年6月～10月 施設長会議等で洗口の流れを説明。

各施設へ出向き、職員に対して洗口の流れを説明。

保護者説明会
の
実施

【平成23・24年度】

平成24年2月～4月 各施設の入所(園)式等で保護者説明会を開催

(配布資料の中に、町のむし歯の現状、フッ化物洗口の効果・方法を掲載)。

不安を持つ人
の対応

保護者説明会で使用する資料に、フッ化物洗口の安全性や効果を掲載。資料の出所(例、〇〇ホームページ等)を掲載。問合せ先として、町担当課の連絡先を掲載。

施設における
実施

毎年4月頃 水うがい開始。

毎年5月頃 フッ化物洗口開始。

1施設毎に、歯科衛生士を4～5回(年度あたり)派遣している。

管理体制
の
整備

各施設から集約した歯科健診結果をまとめ、各施設、嘱託歯科医師等へ報告している。

年度末に提出される、各施設からの報告書の中に、改善された点と、今後の課題点を記載してもらうようにしている。

誤飲等の対応

仙台市のフッ化物洗口マニュアルを参考に対応。1回分の洗口液の誤飲であれば、保護者に連絡をして様子を見る。

洗口実施後の変化

- ・職員や保護者，幼児のむし歯予防についての意識が高まった。
- ・正しい歯みがきの仕方について幼児に伝えることができた。
- ・施設が保護者へ配布するお知らせの中に，むし歯予防の情報を掲載するようになった。

フッ化物洗口実施市町村

松島町教育委員会

洗口実施状況

事業名

フッ化物洗口事業

施設種別	実施施設数	全施設数
保育所(園)	4園	3園
幼稚園	3園	3園
こども園	—	—

年齢	実施人数	対象人数
4歳児	73名	73名
5歳児	84名	84名

洗口実施のステップ

導入の
きっかけ

塩釜歯科医師会からの要望を受け、医師会、町長、教育長との懇談会を経て、実施することとなった。

実施施設
の
選定

公立幼稚園・保育所から選定し、翌年度から、年次で1学年ずつ実施している。

関係者
の
理解と合意

平成22年1月 医師会、町長、教育長の懇談会にてフッ化物洗口実施による歯科保健対策を協議

平成22年3月 町学校保健委員会連絡協議会にて歯科保健対策を協議

職員説明会
の
実施

平成22年8月 学校医を講師として、教職員向け歯科保健対策研修会の
実施
平成23年1月 幼稚園・保育所合同勉強会の実施

保護者説明会
の
実施

平成22年6月 学校医を講師として、保護者向けの歯科講話の実施。

不安を持つ人
の
対応

フッ化物洗口の効果や安全性について共通理解を図るため、PTA総会の際に学校より説明を行ったり、幼稚園でも随時学習会を開催している。また、希望しない家庭の子どもには、水うがいで対応している。

施設における
実施

【平成23年度】
平成23年12月 5歳児洗口開始
【平成24年度】
小学校1年生、4歳児へ拡大
【平成25年度】
小学校2年生へ拡大
【平成26年度】
小学校3年生へ拡大
【平成27年度】
小学校4年生へ拡大
【平成28年度】
小学校5年生へ拡大
【平成29年度】
小学校6年生へ拡大

管理体制
の
整備

年1回の町学校保健委員会連絡協議会において、学校医、学校、町教育委員会での打ち合わせを実施している。

歯科健診の結果に基づき、フッ化物洗口の効果の確認や今後の取組について協議している。

誤飲時の対応

教職員向けの講演会・保護者向けの学習会で周知を図り、また、保育参観日に合わせ体験会をも行い準備を進めている。

アクシデント等があった場合については、宮城県作成のマニュアルやリーフレットを活用し対応する。

洗口実施後の変化

【現場スタッフ】

- ・クラス活動においての歯みがきの意欲が高まり、歯科指導について意識するようになった。
- ・全員で数を数えながら洗口をすることで、歯科指導をするきっかけの一つとなった。
- ・歯と口腔の健康に対する意識が高まり、またフッ化物洗口についての知識が得られた。

【全体】

- ・フッ化物洗口実施前に必ず歯みがきをしており、歯の健康に対する意識が高まっている。
- ・週1回法で実施しているが、「フッ素 DAY だね」と喜んで参加する姿が見られ、スタッフも習慣化して取り組むことが出来た。
- ・今年度より小学校全学年実施となったこともあり、フッ化物洗口の効果や安全性について意識が高まっている。

フッ化物洗口実施市町村

涌谷町

洗口実施状況

事業名

フッ化物洗口モデル事業
フッ化物洗口事業

施設種別	実施施設数	全施設数
保育所(園)	0園	1園
幼稚園	3園	3園
こども園	1園	1園

年齢	実施人数	対象人数
4歳児	94名	94名
5歳児	77名	78名

(平成29年度実施人数)

洗口実施のステップ

導入の
きっかけ

園長先生方の研修会で、県の相田先生の講話を聞いてきて「町ではやらないのか」と声をかけられて開始。

実施施設
の
選定

対象施設に文書で打診して選定。

関係者
の
理解と合意

【平成25年度】

平成25年10月 教育委員会との打合せ

【平成27年度】

平成27年5月 教育委員会と打合せ

平成27年8月 教育委員会と打合せ

職員研修会
の
実施

希望があれば職員研修会の開催

【平成26年度】

平成27年1月 歯科保健研修会の開催(保育士)

【平成27年度】

平成27年7月 むし歯予防研修会の開催(幼稚園教諭)

平成27年10月 先進地視察(大崎市) 教育委員会, 幼稚園教諭, 町 3名

【平成28年度】

平成28年8月 涌谷幼稚園職員説明会 参加者5名

平成28年11月 ののだけ幼稚園職員説明会 参加者6名

平成28年12月 実施園見学 ののだけ幼稚園職員説明会 参加者3名

【平成29年度】

平成29年6月 実施園見学 さくらんぼこども園職員研修 参加者7名

さくらんぼこども園職員研修 参加者8名

保護者説明会
の
実施

実施施設ごとに歯科医師による保護者説明会を開催。

※初年度は全保護者, 次年度からは3歳児保護者のみとし, 4歳児の4月から開始できるように前年度中に保護者説明会を開催。

【平成27年度】

平成27年10月 涌谷南幼稚園保護者説明会の開催 参加者24名

【平成28年度】

平成28年8月 涌谷幼稚園保護者説明会の開催 参加者43名

平成28年12月 ののだけ幼稚園保護者説明会の開催 参加者37名

【平成29年度】

平成29年2月 涌谷南幼稚園保護者説明会の開催 参加者15名

さくらんぼこども園保護者説明会の開催 参加者150名

平成29年12月 ののだけ幼稚園保護者説明会の開催 参加者8名

平成30年1月 涌谷南幼稚園保護者説明会の開催 参加者34名

平成30年2月 涌谷幼稚園保護者説明会の開催 参加者8名

不安を持つ人
の
対応

1歳6か月児健診でのフッ化物歯面塗布, 2歳6か月児健診でのフッ素入りホームジェルでの歯みがき, 3歳児健診でのフッ化物洗口を実施しているためか, 特に不安を訴える保護者は出ていない。

施設における
実施

【平成27年度】

涌谷南幼稚園

平成27年11月 水うがい開始

平成27年11月 フッ化物洗口開始

【平成28年度】

涌谷幼稚園

平成28年9月 水うがい開始

平成28年10月 フッ化物洗口開始

ののだけ幼稚園

平成28年12月 水うがい開始

平成28年1月 フッ化物洗口 開始

【平成29年度】

さくらんぼこども園

平成29年10月 5歳児水うがい開始

平成29年11月 5歳児フッ化物洗口開始

平成29年11月 4歳児水うがい開始

平成29年12月 4歳児フッ化物洗口開始

※フッ化物洗口導入後は、5歳児は年度始めに1週間程度水うがいの練習を行い、4歳児のフッ化物洗口初日は歯科医師にも同席していただいている。

管理体制
の
整備

【平成27年度】

平成28年3月 フッ化物洗口報告会 対象:保育士,教育委員会 参加者10名
歯科医師とは年度始めに打合せを実施している。

教育委員会や庁内関係機関とは、定期的に報告書を回覧しながら、口頭で報告等を行っている。

誤飲等の対応

宮城県のマニュアルに沿って対応する。

洗口実施後の変化

月1回程度、歯科衛生士が園に出向き、昼食を一緒にとりながら野菜摂取やよく噛んで食べること等について話したり、園児の口腔内の状況や、歯ブラシの動かし方を毎回保育士と確認している。

また、さまざまな健康に関する情報提供や、町の健康課題等の共有も図っていることから、健康に対する意識の向上が図られていると感じる。



第3章フッ化物 Q&A

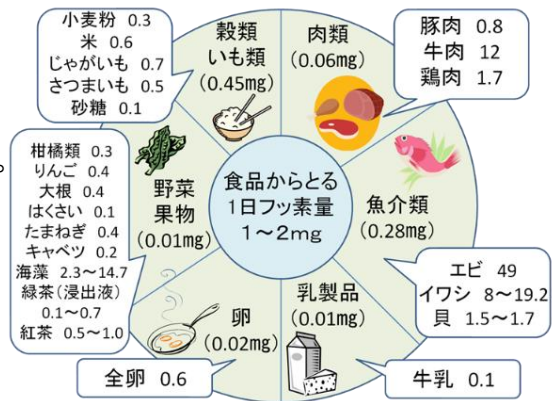
フッ化物 Q&A

- Q.1 フッ素とはどんなものですか？
- Q.2 フッ素は体の中に入るとどうなるの？
- Q.3 妊娠中や授乳中の母親がフッ素を使っても大丈夫ですか？
- Q.4 フッ素の使い方には、どのようなものがありますか？
- Q.5 フッ化物洗口ではどのようなものを使うのでしょうか？
- Q.6 フッ素を摂りすぎるとどうなるの？
- Q.7 フッ化物洗口は劇薬を使うと聞いたのですが、大丈夫なのですか？
- Q.8 どのように管理したら良いのでしょうか？
- Q.9 フッ化物洗口液1回分を飲み込んでしまったらどうなりますか？
- Q.10 誤って大量に飲み込んでしまったらどうしたらよいですか？
- Q.11 フッ化物洗口をしてはいけない病気はありますか？

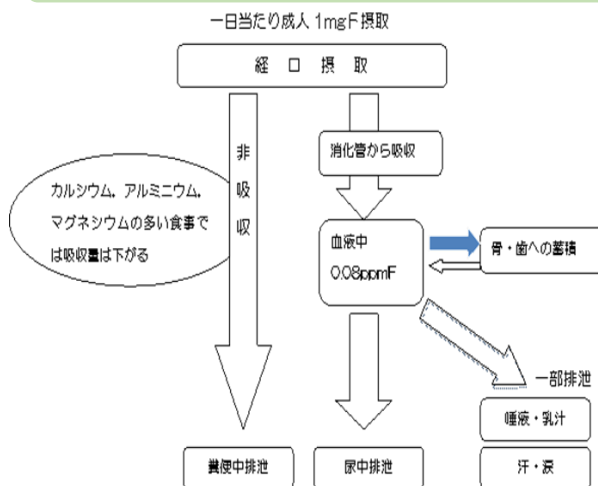
Q.1 フッ素とはどんなものですか？

フッ素は、自然界にも広く存在しており、体に必要な元素です。私たちは、普段の食事からも約1～2mgのフッ素を摂取しています。

特に海産物には高い濃度のフッ素が含まれています。



Q.2 フッ素は体の中に入るとどうなるの？



図：フッ化物の体内への吸収と排泄

食べ物に含まれているフッ素は、胃や腸管から吸収され、血液によって運ばれ、骨や歯につきます。また、不要なものは尿中に排泄されます。骨や歯についてのフッ素は必要時に使われます。

Q.3 妊娠中や授乳中の母親がフッ素を使っても大丈夫ですか？

フッ素は、胎盤の通過性が低いので、フッ素を正しく使っていれば、おなかの中の赤ちゃんの乳歯に歯のフッ素症が現れることはありません。

また、母乳からの移行性も低いので、赤ちゃんへの副作用もありません。

Q.4 フッ素の使い方には、どのようなものがありますか？

フッ素の使い方には①フッ素入りはみがき剤②フッ化物歯面塗布③フッ化物洗口があります。

フッ素入り歯みがき剤



日本で販売されている歯みがき剤の約90%にはフッ素が配合されています。歯が生えてきたら、少量のフッ素入りの歯みがき剤を付けてみがきます。

フッ化物歯面塗布 (フッ素塗布)



フッ化物歯面塗布のフッ素の濃度は歯みがき剤や、フッ化物洗口に比べて高く、乳児健診や歯科医院で歯科医師または歯科衛生士が塗布します。「ブクブクうがい」ができなくても塗布することができ、年に1～2回塗布すると効果的です。

フッ化物洗口



フッ素が入った洗口液で「ブクブクうがい」をするむし歯予防方法です。

フッ化物洗口は、「ブクブクうがい」が上手にできるようになる4歳頃から開始し、中学校卒業まで継続して実施すると特に永久歯のむし歯予防に大きな効果を発揮します。

フッ化物歯面塗布には歯を強くする働きがあり、フッ素入り歯みがき剤や、フッ化物洗口など、濃度の薄いフッ素には、むし歯に近い歯を健康な状態に戻す働きがあります。

これらを併用することにより、むし歯予防効果が高まります。



Q.5 フッ化物洗口ではどのようなものを使うのでしょうか？

フッ化物洗口には週1回法と週5回法があります。

幼稚園・保育所や家庭で実施する場合は、毎日の生活習慣の1つとして取り入れることが可能なため、毎日法(週 5 回法)を行うことが多く、小・中学校では、週単位の時間割に組み入れて実施する機会が多いため、週 1 回法を行うことが多いです。

洗口回数	フッ化ナトリウム濃度	1 回分の洗口液量	1 回の洗口時間
毎日法(週 5 回法)	0.05%(225~250ppm)	就学前: 5~7ml 小中学校: 10ml	30 秒~1 分間
週 1 回法	0.2%(900ppm)	就学前: 5~7ml 小中学校: 10ml	1 分間



Q.6 フッ素を摂りすぎるとどうなるの？

塩や脂質など、どんな栄養素も摂りすぎると害があり、フッ素も多く摂りすぎると、中毒を起こすことがあります。

急性中毒

一度に多量のフッ素を誤飲した場合腹痛、嘔吐、下痢などの症状が起こります。

【体重16kgの幼児の場合】

※一度に多量のフッ素を誤飲した場合の応急処置

週5回法(250ppm)のフッ化物洗口液を
コップ64杯(320ml)フッ素量80mg以上を飲み込んだ場合

病院で症状を確認

ミラノール1gを1袋か、
オラブリス1.5gを2袋以上飲み込んだ場合

カルシウムを多く含んだ
牛乳等をすぐに飲ませて
施設責任者及び歯科医師に
連絡し、病院で症状を確認

年齢	平均体重 (kg)	園内で経過観察 (2mgF/kg 以上)				病院で経過観察 (5mgF/kg 以上)			
		フッ素量 (mg)	週5回法洗口液 (ml)	週1回法洗口液 (ml)	フッ化物入り歯みがき剤 (g)	フッ素量 (mg)	週5回法洗口液 (ml)	週1回法洗口液 (ml)	フッ化物入り歯みがき剤 (g)
2歳	12.7	25	100	28	25	62	248	69	62
3歳	14.6	29	116	32	29	72	288	80	72
4歳	16.3	33	132	37	33	82	328	91	82
5歳	19.0	37	148	41	37	93	372	103	93
6歳	21.6	42	168	47	42	104	416	116	104
7歳	23.7	46	184	51	46	116	464	129	116
8歳	27.1	52	208	58	52	131	524	146	131
9歳	30.8	62	248	69	62	155	620	172	155
10歳	33.9	39	276	77	69	172	688	191	172
11歳	38.2	77	308	86	77	193	772	214	193
12歳	44.0	91	364	101	91	227	908	252	227

フッ化物の年齢別の急性中毒を起こす可能性のある洗口液や歯みがき剤の量

慢性中毒

長期間、高い濃度のフッ素を摂り続けた場合に起こる症状で、歯のフッ素症があります。

歯のフッ素症

歯が作られる時期に、2ppm以上のフッ素を摂り続けた場合に、歯が濁ったり、褐色に着色したりする斑状歯はんじょうしが起こることがあります。

フッ化物洗口週5回法(250ppm)を行った場合、口腔内に残るフッ素の量は0.1~0.7ppmで、緑茶を1杯飲んだ時と同じくらいです。



ppmとは、百万分の1の意味です。

1t(1,000kg)中の1gが1ppmです。

Q.7 フッ化物洗口は劇薬を使うときいたのですが、大丈夫なのですか？

水道水で溶かす前の粉末の状態は劇薬に相当するので、子どもの手の届かない鍵のかかるところに保管します。粉末を水道水に溶かした洗口液の状態では、普通薬となります。

また、子どもたちのところには、洗口液の状態で運ばれますので、子どもたちが劇薬に触れることはありません。

洗口剤の保管、洗口剤の作製は、別室で行います。
フッ化物洗口実施の手順については、20ページに記載しています。



Q.8 どのように管理をすれば良いのでしょうか？

フッ化物洗口剤は、希釈する前の状態では劇薬に相当するものであり、管理には十分に注意します。フッ化物洗口剤の出し入れは、洗口責任者を決め、出納帳の記録をし、厳密に管理を行います。保管する場所は子どもの手の届かないところや子どもの入らない部屋の鍵のかかるところへ保管してください。例えば、小さな鍵のかかる金庫や鍵のかかるロッカーなどに保管する方法があります。

なお、希釈した後のフッ化物洗口液は劇薬ではありません。週5回法の残ったフッ化物洗口液は、子どもの入らない部屋の冷暗所(冷蔵庫等)に保管します。保存の限度は一週間で、週末には残った洗口液をすべて捨てて、週の始まりに新しい洗口液に作り直します。



Q.9 フッ化物洗口液1回分を飲み込んでしまったらどうなりますか？

フッ化物洗口は、きちんとうがい後の吐き出しができることを確認してから実施します。吐き出しがうまくできない時は、水うがいの練習を続けます。

フッ化物洗口液1回分は5mlを誤って飲んでしまっても、緑茶や紅茶を1.5L飲んだのと同じくらいのフッ素の量になりますので、心配はありません。

Q.10 誤って大量に飲み込んでしまったらどうしたらよいですか？

フッ化物洗口液は子どもの手の届かないところに保管します。万が一、洗口液を大量に飲み込んだ場合は、病院で状態を確認する必要があります。

また、フッ化物洗口剤(粉末)を飲み込んでしまった場合には、カルシウムを多く含んだ牛乳等をすぐに飲ませて、施設の洗口責任者及び歯科医師に連絡し、病院で体調を確認します。

「フッ化物洗口マニュアル」14ページに、誤飲時の対応、急性中毒を起こす可能性のある量について詳しく記載されています。



Q.11 フッ化物洗口をしてはいけない病気はありますか？

フッ素は日常生活の中で、食べ物や飲み物から摂取しているので、日常生活を送っている限り問題はありません。しかし、ブクブクうがいの後の吐き出しがうまく出来ない場合は洗口の実施を見送り、水うがいの練習を続けます。

吐き出しがうまくできない場合は、フッ化物歯面塗布などの他のフッ化物応用に切り替えます。

参 考

1. 様式例

様式1 フッ化物洗口申込書

様式2 施設長あて指示書

様式3 薬剤師あて指示書

様式4 フッ化物洗口実施チェックリスト

様式5 フッ化物洗口剤出納簿

2. 厚生労働省 フッ化物洗口ガイドラインについて(通知文)

3. 宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例

4. 宮城県フッ化物洗口導入モデル事業実施要綱

様式例1 フッ化物洗口申込書

平成 年 月 日

保育所・幼稚園 保護者 様

〇〇〇〇〇保育所・幼稚園長

フッ化物洗口実施について

〇〇市町村では、幼児期から学齢期にかけてむし歯に罹っている子どもの割合が高い状況が続いています。歯は、生えてから2～3年が最もむし歯になりやすいため、永久歯に生えかわる時期である保育所・幼稚園の時期に適切なむし歯予防を行うことが大切です。

そこで、〇〇市町村では、子どもたちの健康な歯の育成のために、嘱託歯科医の御指導のもと、「フッ化物洗口」を実施します。安全性や予防効果に優れた永久歯のむし歯予防方法ですので、お子さまがフッ化物洗口に参加されるようお勧めします。

つきましては、下記のフッ化物洗口申込書に必要事項を記入の上、〇月〇日までにクラス担任に提出してください。

なお、保護者説明会でお知らせしましたとおり、フッ化物洗口を希望しない場合は他のお子さまとともに水道水でブクブクうがいをさせていただきます。

記

- 1 実施方法 フッ化ナトリウムを水に溶かした洗口液で、週 _____ 回、1分間ブクブクうがいをします。
- 2 開始予定 平成 年 月 日
- 3 実施日時 毎週 曜日、週 回
- 4 費用 無料（全額公費負担）→自己負担がある場合は「年間〇〇〇円」と記載

..... きりとり

フッ化物洗口申込書

保育所長・幼稚園長 殿

※どちらかを○で囲んでください

1. フッ化物洗口を希望します。
2. フッ化物洗口を希望しません。

(組)

児童氏名 ()

保護者氏名 ()

様式例2 施設長あて指示書

指 示 書

平成 年 月 日

保育所・幼稚園長 殿

フッ化物洗口液として

●週1回法の場合は

水 リットル に ミラノール・オラブリスを ○○包 溶かして使用。

●週5日法の場合は

水 リットル に ミラノール・オラブリスを ○○包 溶かして使用。

園児1人につき、5～7mlのフッ化物洗口液を用いて30秒から1分間洗口させること、フッ化物の洗口後30分間はうがいや飲食をさけること。

○ヶ月分として
○○包み

園歯科医師

住 所

氏 名

印

様式例3 薬剤師あて指示書

フッ化物処方指示書

平成 年 月 日

薬 剤 師 殿

保育所

幼稚園で、フッ化物洗口を行いますので、

一つ選択してまるで囲む

- | | |
|---|--|
| { | ミラノール 1グラム 90包入り・ミラノール 1グラム 180包入り |
| | ミラノール 1.8グラム 90包入り・ミラノール 1.8グラム 180包入り |
| | ミラノール 1.8グラム 450包入り |
| | オブラリス 1.6グラム 120包入り |

を _____ 箱，渡してください。

これは，フッ化ナトリウム _____ %水溶液 _____ ml の洗口液の
日分に相当します。

歯科医師 住所 _____

氏名 _____ ⑩

※嘱託歯科医から保育所長・幼稚園長あての指示書写しを添付する。

様式例4 フッ化物洗口実施チェックリスト

5-4

フッ化物洗口実施チェックリスト

このチェックリストを、フッ化物を処方する歯科医師に提示して下さい。

確認項目	チェック
(1) フッ化物の処方を出す歯科医師(洗口支援歯科医師)を決める。	
(2) フッ化物の洗口の実施責任者(洗口責任者)を決める。	
(3) フッ化物の鍵のかかる保管庫を準備する。	
(4) フッ化物の鍵の管理体制を確認する。	
(5) フッ化物出納簿を制作する。	
(6) 歯科医師の指示内容を確認する。	
(7) 洗口後 30 分間食べたり飲んだりしない時間に洗口を設定する。	
(8) 教職員の協力体制を確認する。	
(9) 洗口は教諭・保育士らの監督下で行う。	
(10) 30 秒の洗口時間を測れる。	
(11) 保護者への実施希望の確認を行う。	
(12) 希望しない人への配慮を行う。	
(13) 園児全員がぶくぶくうがいができることを確認する。	
(14) 洗口液作成時に部屋の中へ子どもの侵入がない。	
(15) 洗口に用いる器具の消毒を行う。	

平成_____年_____月_____日

洗口支援歯科医師の認印

園 名 _____

洗口責任者 _____



様式例5 フッ化物洗口剤出納簿

5-5

フッ化物出納簿

No. _____

幼稚園・保育所 _____

フッ化物の処方者 _____

_____ ml の水に _____ 包の {
 ミラノール 1 グラム包 (NaF110mg 含む)
 ミラノール 1.8 グラム包 (NaF200mg 含む)
 オラプリス 1.5 グラム包 (NaF165mg 含む)
 }
 一つを選択して記入

を溶かして、フッ化ナトリウム _____ % 水溶液を作成し、週 _____ 回、

園児 1 人あたり _____ ml のフッ化物洗口液を用い、30 秒間洗口させる。

フッ化物洗口責任者 _____

フッ化物保管庫の責任者 _____

平成____年 月日	受入 れ量	受入 者印	使用量	残 量	洗口液 作成者 確認印	保管庫 鍵管理 確認印	備 考
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							

2. 厚生労働省 フッ化物洗口ガイドラインについて(通知文)



医政発第0114002号
健発第0114006号
平成15年1月14日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省健康局長



フッ化物洗口ガイドラインについて

健康日本 21 における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物の応用は重要である。

我が国における有効かつ安全なフッ化物応用法を確立するために、平成 12 年から厚生労働科学研究事業として、フッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての検討が行われたところであるが、この度、本研究事業において「フッ化物洗口実施要領」を取りまとめたところである。

については、この研究事業の結果に基づき、8020 運動の推進や国民に対する歯科保健情報の提供の観点から、従来のフッ化物歯面塗布法に加え、より効果的なフッ化物洗口法の普及を図るため、「フッ化物洗口ガイドライン」を別紙の通り定めたので、貴職におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、貴管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対して周知方お願いしたい。

3. 宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例

宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例

宮 城 県 条 例 第 七 十 四 号
平成二十二年十二月二十四日公布

(目的)

第一条 この条例は、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務、県民の役割等を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項等を定めることにより、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯と口腔の健康づくりの推進は、歯と口腔の健康の維持が全身の健康を保持増進していく上で大きな役割を果たしているとの認識の下に、県民自ら日常生活において歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、すべての県民が生涯にわたり必要な歯科検診、歯科保健指導、歯科相談等の口腔の健康に関するサービス（以下「口腔保健サービス」という。）及び歯科医療を円滑に受けられる環境を整備することを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市町村への支援等)

第四条 県は、市町村が歯と口腔の健康づくりに関して、総合的な計画を策定し、継続的な施策を推進できるよう支援するものとする。

2 県は、市町村が歯と口腔の健康づくりを推進するに当たり、必要に応じて専門的かつ技術的な助言及び情報提供を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、県、市町村等が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(歯科医師等の役割)

第六条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、県、市町村等が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組に協力するよう努めるものとする。

(教育又は福祉にかかわる者の役割)

第七条 教育又は福祉にかかわる者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、県民が口腔保健に関する教育、口腔保健サービス及び歯科医療を受ける機会を確保するなど歯と口腔の健康づくり

を促進できるよう努めるものとする。

(事業者及び医療保険者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その県内の事業所に勤務する従業員について、口腔保健サービス及び歯科医療を受ける機会を確保するなど歯と口腔の健康づくりを促進するよう努めるものとする。

2 医療保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険者をいう。)は、基本理念にのっとり、県内の医療保険加入者について、口腔保健サービス及び歯科医療を受ける機会を確保するなど歯と口腔の健康づくりを促進するよう努めるものとする。

(基本計画)

第九条 知事は、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 歯と口腔の健康づくりに関する基本方針

二 歯と口腔の健康づくりに関する目標

三 歯と口腔の健康づくりに関する基本施策

四 前三号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ県民、市町村及び歯科医師等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 知事は、毎年度、基本計画の実施状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

6 基本計画は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。

(基本施策の推進)

第十条 県は、県民の歯と口腔の健康づくりを図るための基本施策として、次の各号に掲げる事項を推進するものとする。

一 生涯にわたりそれぞれの時期における歯と口腔の健康づくりに関すること。

二 口腔保健に関する教育及び口腔保健サービスを身近に受ける機会の確保に関すること。

三 フッ化物の応用等科学的根拠に基づくむし歯予防に関すること。

四 歯周疾患の予防対策及び進行抑制に関すること。

五 障がい者、要介護者等が身近に安心して口腔保健サービス及び歯科医療を受けられる環境の整備に関すること。

六 歯と口腔の健康づくりに関する情報収集、普及啓発及び関係者の連携体制の構築に関すること。

七 食育及び生活習慣病対策において必要な歯と口腔の健康づくりに関すること。

八 歯と口腔の健康づくりに携わる人材の育成及び活用に関すること。

九 歯と口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要と認められること。

（歯と口腔の健康実態調査）

第十一条 県は、おおむね五年ごとに、歯と口腔の健康に関する実態（口腔疾患の罹患状況等を含む。）の調査を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

2 県は、前項の調査の結果を検証し、歯と口腔の健康づくりに関する施策の推進並びに基本計画の策定及び見直しに反映させるものとする。

（歯と口腔の健康づくり月間）

第十二条 歯と口腔の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、歯と口腔の健康づくりに関する取組が積極的に行われるよう、毎年十一月を歯と口腔の健康づくり月間とする。

（施策の推進における連携）

第十三条 県は、歯と口腔の健康づくりの施策を推進するに当たり、市町村、歯科医師等その他歯と口腔の健康づくりに関する取組にかかわる者との連携を図るよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第十四条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する総合的な施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4. 宮城県フッ化物洗口導入モデル事業実施要綱

フッ化物洗口導入モデル事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、市町村（仙台市を除く。以下同じ。）が幼稚園、保育所及びこども園（以下「施設」という。）において新たにフッ化物洗口を推進する際に行う県の支援について、必要な事項を定めるものとする。

(実施対象者)

第2 事業の実施対象者は、フッ化物洗口の新規導入を希望する施設に在籍する4歳児及び5歳児で、保護者の承諾のある幼児とする。

(事業内容)

第3 県は、フッ化物洗口が円滑に導入され、歯と口腔の健康づくりの推進に資するため、次に掲げる支援を行うものとする。

- 1 フッ化物洗口の実施に当たり参考とすべきマニュアルの作成
- 2 フッ化物洗口に関する市町村職員への研修
- 3 フッ化物洗口の実施に向けた施設職員研修等に係る技術的支援
- 4 フッ化物洗口の実施に向けた保護者説明会等に係る技術的支援
- 5 施設が新たにフッ化物洗口事業を開始するに当たり要した経費に係る補助
- 6 その他必要な助言指導

(補助)

第4 第3第5号に規定する補助については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

みんなでブクブクむし歯予防！！
フッ化物洗口事業 事例集

発行 平成30年3月

宮城県保健福祉部健康推進課・宮城県口腔保健支援センター

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

TEL 022-211-2623 Fax 022-211-2697

E-mail kensui-k@pref.miyagi.lg.jp

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/>